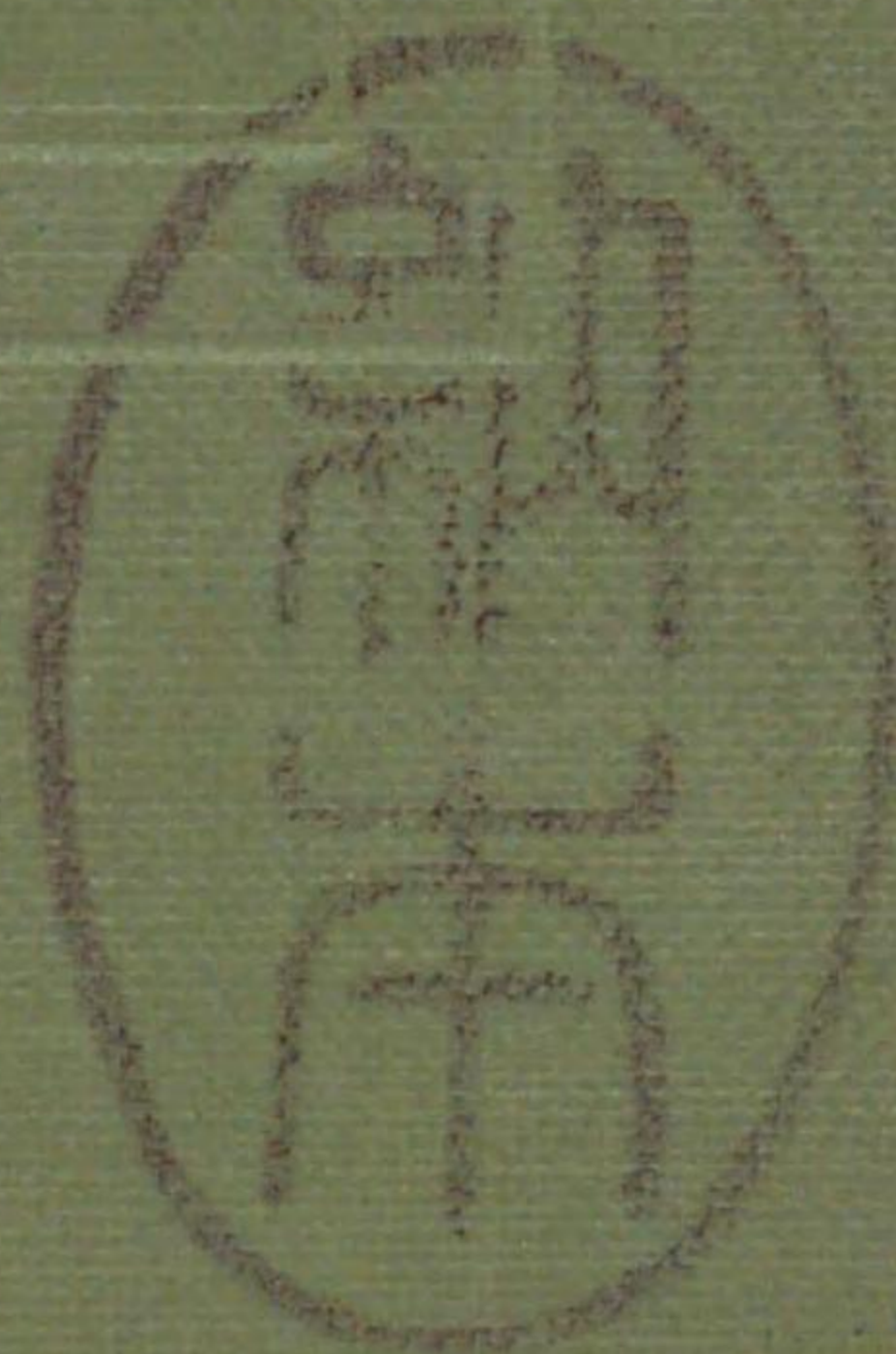


673-5



1200501575792



658

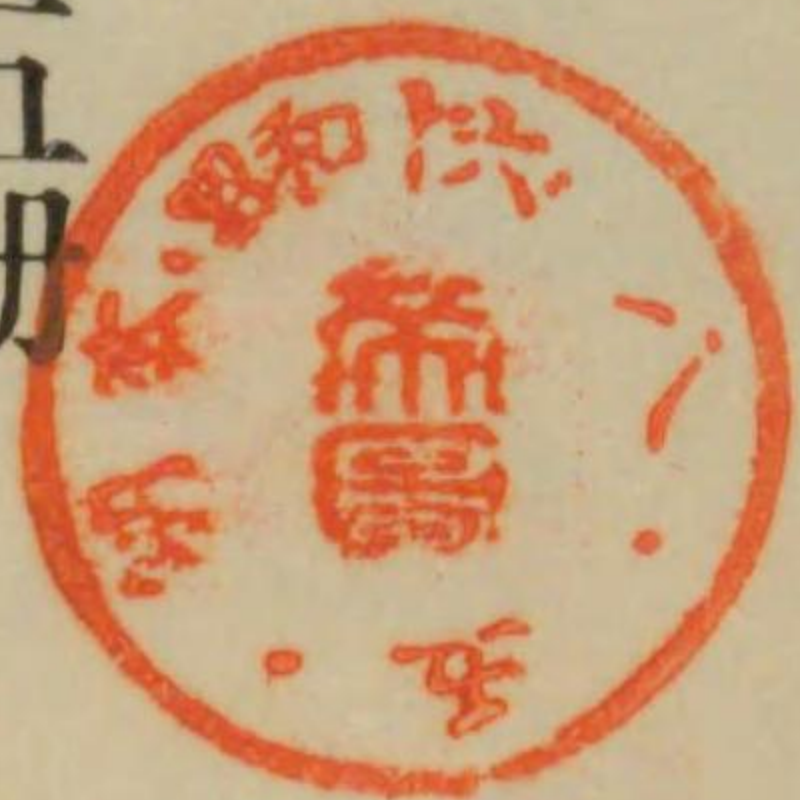
蘇峰 德富猪一郎著

近世日本
國民史

明治天皇御宇史

第五册

〔皇政一新篇〕





(影撮年元應慶) 眞寫勝慶川德
〔藏所氏親義川德爵侯〕

藏和書院一函書



大皇降宇史



皇政一新篇 刊行に就て

慶應の初期には、長が専ら幕府と立合ふた。慶應の末期には、薩が専ら幕府の相手となつた。長も薩も關ヶ原役に於ては、それぞれ徳川氏より手緊しくやりつけられた。薩は長ほどではなかつたが、長は其の領土六個國を削られ、才かに長防二國を残したが、薩は舊領安堵であつた。然も薩人は之を國辱と爲し、其の敗戦の記念日には、壯士は結束して、軍装をなしつつ、島津義弘の墓參をした。その關ヶ原敗戦に關する報復の一念が、未だ必らずしも薩長の徳川幕府顛覆の唯一動機でもなく、最大原因でもなかつたにせよ、之を全然無視す可き譯もあるまい。支那人の言葉に、楚三戸と雖も、秦を滅するものは、必ずや楚ならんと云うた。これは報復の決して忽視す可からざる所以を喝破したるものである。慶應の末期は徳川がいよいよ薩長に向つて、年貢の納め時到來したと云はねばならぬ。

それは扱置き、幕府は天下の上游に據り、天下の政權を握り、天下の人材を網羅し、天下の耳目と手足とを所有し、薩長に對しては殆んど七割以上の勝目があつた。然るにその幕府が薩長と太刀打して、恒に引け目を取りたるは、何故であらう。(第一)薩長には一貫したる目的があつた。即ち幕政打倒がそれであつた。然るに、幕府にはその目的がなかつた。或時は朝廷本位の如く、或時は幕府本位の如く、或時は薩長と妥協せんとするが如く、或時は薩長を打倒せんとするが如く、毫も確乎たる一定の方針が無かつた。それが雙方の勝敗の分け目の唯一と云はざるも、重なる一の原因となつた。

(第二)は幕府では十人十心、百人百心であつた。薩長では一假令内輪には異論あつたにせよ、一殆んど十人一心、百人一心、全藩一心であつた。幕府では内輪の争鬨軋轢にて、殆んど何事も手が著かなかつた。所謂船頭多くして船山に上

るの情態であつた。之に反して薩長には立派なる指揮者があつた。薩に於ては、西郷、大久保、それに小松、岩下など、何れも同心一體となりて、その所長を發揮した。長に於ては木戸、廣澤、前原、大村、山縣、井上、伊藤など、何れもその役者は餘る程揃うて居た。就中、文には木戸、武には大村、何れも他に比類少なき傑出の者であつた。薩の西郷、大久保に到りては、木戸、大村に過ぐるあるも、決して及ばざるの心配はなき巨漢であつた。

世の中には百圓の金を千圓に使用し、千圓の金を萬圓に使用し、甚だしきは、徒手空拳にして、千萬金を使用する者がある。之に反して千萬金を擁して、何事も做さず、又た何事をもなす能はざるものもある。今夫れ力を較すれば、今川は十にして、織田は五にも上らなかつた。然も桶狭間の一戦に、今川が織田にやられたのは、何故ぞ。今川は力ありて、其力を使用せず、若しくは其力の使用法を誤り、織田は其力多からざるも、それを巧みに使用して、多々益々辨じたからで

あつた。

幕府力の
持ち腐れ

幕府は力ありて、其力の持ち腐れをした。或時は幕府在來の力を十とすれば、それを二分し、或は三分し、四分し、互ひに相ひ妨害し、互ひに相ひ牽掣し、而して偶ま之を用ひんとすれば、その使用法を誤りて、見當違ひの方面に之を濫費した。薩長に到りては、その力幕府に比すれば、微にして且つ少であつた。然もその微少の力を超最大限度に有効的に使用した。固より多少の面倒や、錯亂は内輪にあつた。然も恒に一の大なる主力ありて、其の全藩の力を舉げて、之を使用することが出来た。若し其の人材を比較せん乎、勝、大久保、小栗、水野、栗本の徒、豈に必らずしも薩長の士に劣らん乎。然も彼等は何人も思ふ様に、其の力を伸ばすことは出来なかつた。其の手腕を揮ふことは出来なかつた。如何に大なる蒸汽機關を据ゑ付けても、如何に山ほどの石炭を埋積しても、それを燃して熱を生ぜざれば、何の用にも立つ可き様はない。

幕府萬事
に立晩れ

更らに驚く可きは、(第三)幕府の仕事は、毎に受身となり、毎に立ち晩れとなり、殆んど一も積極的に、進攻的に、主動的に振舞はなかつたことだ。折角智慧を出しても、それは智慧の出し晩れとなつた。折角其の策を描いても、それは畫餅に過ぎなかつた。乃ちいよゝ徳川氏の最後の運命を決する場合に於て、折角骨折りて造り上げたる佛式の傳習兵も、折角外國に派遣したる海軍傳習生も、其の軍艦も、殆んど何等の效用をもなさず、偶まなさんとすれば、それは時候外れの場合で、勝つても負けても、殆んど全局の大勢には、何らの影響なき場合に過ぎなかつたことは、如何にも笑止千萬と云はねばならぬ。

幕府力使
なしの意志

之を要するに、幕府が薩長に致されたのは、決して其力の不足ではなかつた。但だ其力を使用する意志の不足であつた爲めだ。即ち言ひ換ふれば、幕府の主腦者には斷然たる意志が缺乏した。全く意志無かつたとは云はぬが、意志らしき意志

が無かつたのだ。兎やせん、角やせんと思案投げ首、只日一日と其の四圍の大勢に引づられて、宛も孤舟が潮流と風位とによりて漂ひ來り、漂ひ去るの情態であつた爲めだ。

* * * * *

忠 幕臣の孤

斯く云へばとて、我等は勝てる薩長に謳歌して、負けたる幕府を嘲笑せんとする者ではない。我等の同情を、若し率直に語らしめば、寧ろ幕府側が、其の敗局を收拾せんとして、最後まで努力したる、その苦心と孤忠とは、却て深厚なる同情を表す可きものがある。然もそれは只だ同情である。而してこの同情は、平家の末路に對する同情と同一にして、毫もそれ以上には出づることは出来ない。但だ頼いに、江戸城受取渡の一齣ありて、それが江戸幕府の最後の幕としては、大なる光彩を添へ來つたことを、聊か徳川幕府の爲めに愉快とするのみだ。而してその一齣が幕府出身の人材によりて、其の大なる役目を受持たれたるを愉快とするのみだ。然もそれは別冊の問題である。

昭和十五年七月十一日 大森山王草堂に於て。時に第二回世界大戦は、漸く其の頂上に達せんとし、獨伊の英國攻撃も、いよいよ目睫の間に迫りつゝあるに際して。

蘇峰 七十八叟

例言

- 一 本篇は修史第三期、即ち「近世日本國民史」著作の目的である明治天皇御宇史第五冊。織、豊、徳、孝明天皇時代を通計して、第六十六冊となる。
- 一 本篇は昭和十二年一月三十一日起稿、昭和十二年三月二十五日脱稿。
- 一 現在明治天皇御宇史第六冊「官軍東軍交戦篇」第七冊「官軍東下篇」第八冊「新政内外篇」第九冊「關東征戦篇」第十冊「奥羽和戦篇」第十一冊「奥羽戦争篇」第十二冊「會津籠城篇」第十三冊「北越戦争篇」第十四冊「奥羽平定篇」第十五冊「函館戦争篇」第十六冊「明治政務篇」第十七冊「新政扶植篇」第十八冊「法度制定篇」第十九冊「薩長内政篇」第二十冊「内政統制篇」第二十一冊「廢藩置縣篇」を稿了し、今や第二十二冊「廢藩置縣後形勢篇」の四分の一を脱稿しつつあり。

一 著者は即今岳麓山中湖畔雙宜莊に在りて、修史に全力を竭しつゝあり。會ま時
 事急なるものありて歸京し、本文を大森山王草堂に於て艸す。而して明日より
 更に岳麓に還り、いよいよ修史に専念せんことを期す。

昭和十五年七月十一日

蘇峰 七十八叟

近世日本
 國民史

明治天皇御宇史 第五册 目次

第壹章 慶應三年末の推移

一 上策、中策、下策

上策多くは行はれず〔二〕 幕府側の一大失策〔二〕 徳川方陣容〔二〕 慶喜側大不
 覺〔三〕 恭順最上の策〔三〕 敵の武力封込の策〔四〕 尾越土の努力理由〔四〕

二 十二月九日より十八日

反幕派の赦免〔五〕 新制度樹立〔六〕 慶喜辭官納地問題〔六〕 大政復古布告〔七〕
 慶喜外國公使延見〔八〕 長藩時務策建議〔八〕 千代田城中會議〔九〕

三 十九日より晦日

退奸上表を岩倉に示す〔一〇〕 伏見取締任命〔一〇〕 政權徳川委任上表〔一一〕
 譜代藩士上京命〔一二〕 毛利敬親を召す〔一二〕 江戸薩邸焼打〔一二〕 江戸市街
 各口に關門を設く〔一三〕 形勢危急〔一四〕

第二章 朝廷の對外方針……………一五

四 外交問題に關する大久保の意見書……………一五

外交問題重視(一五) 大久保のモンブラン諮問(一五) 各國布告要項(一六) 大久保の建白(二七) 朝廷提出案(一八) 寺島外事顧問(一八)

五 朝廷と對外政策……………一九

岩倉の外交方針(一九) 三職會議(二〇) 詔書體と官宣體詮議(二〇) 詔書體採用(二二) 勅使内命(二二) 越藝土藩主調印反對(二二)

六 外交に對する岩倉、大久保等の苦心……………二三

對外苦心の證(二三) 布令早急決定の要(二四) 岩下等岩倉激勵(二四) 御布令異議有之(二五) 外國掛任命(二五) 段々異論(二五) 實行遲延(二六) 大久保等英國と相通(二六)

七 松平春嶽調印辭退の意見書……………二七

異存理由(二七) 春嶽建議書(二七) 調印拒否理由(二八) 難題擔ぎ出し(二九)

八 山内容堂と對外告示……………三一

淺野意見書(二九) 山内意見書(三〇) 一件中止(三〇) 容堂意見書(三一) 岩倉大久保大痛手の點(三一) 慶喜廷議參加の案(三二) 容堂初一念(三二) 容堂思慮(三三) 一層重大問題(三三) 對外問題寧ろ傍徑(三四)

九 大久保一藏、寺島陶藏往復書簡(一)……………三四

大久保西郷の英國交驛(三四) 寺島サト一會談要領(三五) 朝廷布告急ぎの動機(三五) 英兩人の案(三六) 英幕の嫌疑を避けんとす(三六) 英米中立(三六) 布告文體の注意(三七) サト一薩藩帷中の謀臣(三八)

一〇 大久保一藏、寺島陶藏往復書簡(二)……………三八

副署無用(三八) 幕の逆襲計畫(三九) 幕のみ納地の不當(三九) 寺島註脚(三九) 政體變革失敗前例(四〇) 衆議方法(四〇) 政務局長單一論(四〇) 大久保返翰(四一)

一一 大久保一藏、寺島陶藏往復書簡(三)……………四二

要は只二條のみ(四二) 所謂二個條(四三) 幕府取次の要(四四) 佛國幕府を助

けず〔四五〕 大久保等安心〔四五〕

第三章 徳川慶喜の外使引見……………四七

一二 徳川慶喜と外國使臣……………四七

對外關係は幕の強味〔四七〕 幕府の對外關係利用〔四七〕 ロツシユの勸説〔四八〕
慶喜述懐〔四八〕 松平豊前の外國依頼案〔四九〕

一三 佛英公使と徳川慶喜……………五〇

英使の謁見申入〔五一〕 最初に佛使を引見せんとす〔五一〕 英使押懸登城〔五二〕
英佛公使先後争ひ〔五三〕 兩人激論〔五三〕

一四 六國公使を大阪城中に引見す(一)……………五四

引見次第〔五四〕 將軍格式保持〔五五〕 佛使演述〔五五〕 譯文を慶喜に上る〔五
六〕 慶喜答辯〔五六〕 政權奉還〔五七〕 譴斥公卿の入換り〔五七〕

一五 六國公使を大阪城中に引見す(二)……………五八

旗下譜代の憤激〔五八〕 禍亂を避る策〔五九〕 兇暴見るに忍びず〔五九〕 慶喜争

一六 サトウの側面觀(一)……………六四

關心〔六〇〕 内政容喙拒否〔六〇〕 外交處理舊に依る〔六〇〕 慶喜不似合の措置
〔六一〕 銘々への挨拶〔六一〕 各國公使退座〔六三〕 依然將軍氣分〔六三〕
サトウの觀察記〔六四〕 慶喜の下阪〔六四〕 在阪徳川兵の狀況〔六五〕 サトー會
津家老と面會〔六五〕 會津家老談〔六六〕 久保田に會ふ〔六六〕 サトー久保田問
答〔六七〕

一七 サトウの側面觀(二)……………六八

慶喜大阪著〔六八〕 慶喜服裝〔六八〕 福地源一郎の記事〔六九〕 諸人皆憤懣〔六
九〕 パークス出迎〔七〇〕 慶喜大阪入城〔七〇〕

一八 サトウの側面觀(三)……………七一

パークスの會見申出〔七一〕 慶喜憶病者ならず〔七二〕 慶喜パークス引見謝絶
〔七二〕 會見再請求〔七三〕 外國奉行通告〔七三〕 押入り會見〔七三〕 會見狀況
〔七四〕

一九 サトウの側面觀(四)……………七五

慶喜談話〔七五〕 慶喜納地不承諾〔七六〕 二三大名の謀企〔七六〕 新政府成立談

〔七七〕 五大名意見の離合〔七七〕 兩公使の慶喜讚美〔七八〕 敗残者の觀察〔七九〕

二〇 サトウの側面觀(五)……………七九

サト一の政局觀〔七九〕 會話打切り〔八〇〕 木場サト一問答〔八〇〕 外交團の中
立宣言〔八一〕 譯文の決定〔八一〕 英佛使先後争ひ〔八二〕

二一 サトウの側面觀(六)……………八三

公式謁見〔八三〕 慶喜答辭〔八三〕 外交處理舊に依る〔八四〕 慶喜パークス挨拶
〔八四〕 薩士黒田サトウ會談〔八五〕 兩派戦争を欲せず〔八六〕

二二 サトウの側面觀(七)……………八六

尾越下阪の報〔八六〕 小濱兵西宮派遣の風評〔八七〕 サトウ薩士訪問〔八七〕 徳
川兵の戦闘準備〔八七〕 サトウ等薩邸に招かる〔八八〕 寺島に會見〔八八〕 天皇
告文〔八九〕 サトウ寺島談話〔八九〕

二三 サトウの側面觀(八)……………九〇

慶喜サトウ新政體問答〔九〇〕 慶喜の練達〔九一〕 英使會藩主と會見〔九一〕 陸
奥陽之助來訪〔九二〕 陸奥の親王下阪談〔九三〕 再び薩邸訪問〔九四〕

第四章 江戸の狀況……………九五

二四 大政返上と江戸(一)……………九五

江戸明集の狀〔九五〕 江戸の受動的立場〔九六〕 上方形勢の反映〔九六〕 大政返
上公達〔九六〕 江戸城中茫然自失〔九七〕 案外に靜穩〔九七〕 再委任空頼み〔九
八〕

二五 大政返上と江戸(二)……………九九

憤激者議論〔九九〕 主戰論者〔一〇〇〕 全體は濛々憤々〔一〇〇〕 多數者は平然
〔一〇一〕 福地の對策〔一〇一〕 小栗への建議〔一〇一〕

二六 大政返上と江戸(三)……………一〇三

會藩士の上阪〔一〇三〕 麾下の士建議〔一〇四〕 三局會議案〔一〇四〕 老若奉行
會議出張案〔一〇五〕 諸藩士招集案〔一〇五〕 言路洞開案〔一〇六〕 兵制統一案
〔一〇六〕

二七 勝海舟の鎮靜策……………一〇七

政變布達〔一〇七〕 勝の意見書提出〔一〇八〕 戦争の下策〔一〇九〕 勝の方針〔二〇九〕 慶喜新政首長の見込〔一一〇〕 出師の場合〔一一〇〕 諸官不肯〔一一一〕

二八 勝の憤言(一)……………一一二

更に一書提出〔一一二〕 江戸の戦闘気分〔一一三〕 膠柱陋法〔一一三〕 政府本分忘却者〔一一三〕 政府の要務〔一一四〕 善政の要〔一一四〕 紛々擾々者〔一一五〕

二九 勝の憤言(二)……………一一六

瓦解を促す陋策〔一一六〕 後來侯伯を剝する者〔一一六〕 今の侯伯士夫〔一一七〕 水戸烈公の主張〔一一七〕 烈公の非難者〔一一八〕 會議政府の可〔一一八〕 士大夫の任〔一一九〕

三〇 江戸の物騒……………一二〇

静を以て動を待つ策〔一二〇〕 勝の時勢悲觀〔一二〇〕 江戸窮民蜂起〔一二一〕 奉行所の救助〔一二二〕 偷盜超過〔一二二〕 幕府布達〔一二二〕

第五章 江戸薩邸焼打……………一二五

三二 幕府と江戸薩邸の浪士(一)……………一二五

武力派の京阪牽制運動〔一二五〕 浪士薩邸に集る〔一二五〕 伊牟田尙平〔一二六〕 伊牟田京阪に出づ〔一二六〕 伊牟田の江戸舉兵策〔一二七〕 吉井の輕舉誠告〔一二七〕 江戸切迫の様子〔一二八〕

三三 幕府と江戸薩邸の浪士(二)……………一二九

吉井の京都情報〔一二九〕 今形鎮靜の依頼〔一三〇〕 薩邸浪士の暴行〔一三一〕 幕府の戒嚴〔一三二〕 二丸出火〔一三二〕 幕府の猜定〔一三三〕

三三 薩邸焼打の事情(一)……………一三三

焼打の得失〔一三三〕 朝比奈手記〔一三四〕 強盜横行〔一三四〕 庄内藩の取締方〔一三四〕 小栗等の襲撃建策〔一三五〕 幕閣の評議〔一三五〕 町奉行等の議論〔一三六〕

三四 薩邸焼打の事情(二)……………一三七

過激派意見〔一三七〕 穩和派意見〔一三七〕 決を慶喜に仰がんとす〔一三八〕 斷然砲撃論〔一三八〕 閣老如醉〔一三九〕 砲撃論者の策〔一三九〕 砲撃論一決〔一三九〕 焼打の眞目的〔一四〇〕

三五 薩邸の焼打(一).....一四一

計畫的舉兵(一四一) 主戦派の快呼(一四一) 薩摩浪輩暴行(一四二) 大久保陣屋放火(一四三) 庄内家屯所砲撃(一四三) 薩邸押寄の達し(一四三)

三六 薩邸の焼打(二).....一四四

寄手苦戦(一四四) 邸内出火(一四五) 田町邊焼失(一四五) 高輪薩邸出火(一四六) 庄内藩上申(一四七) 豫定の行動(一四七)

三七 薩邸焼打に關する薩邸側の記事.....一四八

薩邸人數(一四八) 薩邸兵自由行動(一四八) 浪士逃出(一四九) 南部柴山投獄(一四九) 薩藩史料記事(一四九) 落合直亮日誌(一五〇) 翔鳳丸下田に逃(一五一)

三八 薩邸焼打餘聞.....一五二

木村芥舟所記(一五二) 軍艦追撃命令(一五三) 焼打發頭人(一五四) 薩船を逸す(一五四) 庄内藩申出認許(一五五) 軍目附任命(一五五) 二三子の目論見(一五六)

三九 薩邸焼打と徳川慶喜.....一五六

第六章 辭官納地問題.....一六一

四〇 大阪の形勢.....一六一

外國使臣への報告(一五七) 兇匪の巢薩邸にあり(一五七) 其證跡(一五七) 薩邸襲撃(一五八) 外人の身邊警戒を求む(一五九) 焼打慶喜の意に反す(一五九) 上方開戦の導火(一六〇)

辭官納地問題の未解決(一六一) 越土の斡旋(一六二) 戸川の歸阪(一六二) 中根歸京(一六三) 中根失望理由(一六三) 上表の對江戸影響(一六四)

四一 京都大佛容堂邸の會合.....一六五

中根田中再下阪(一六五) 永井歸京の要件(一六五) 春嶽容堂訪問(一六六) 平和派會合(一六六) 會合面々(一六七) 會合終了(一六七) 慶勝下阪の朝命(一六八)

四二 大阪城中に於ける尾越要人と幕府有司との評議(一).....一六九

中根慶喜上京勸告(一六九) 中根の陳述(一七〇) 朝命下書(一七一) 大久保提

出の原案(一七二) 後藤等の修正案(一七二) 原案との相違(一七二) 大阪側不承知(一七二)

四三 大阪城中に於ける尾越要人と

幕府有司との評議(二) 一七三

尾越の修正(一七三) 板倉の修正(一七四) 高割論の公平(一七四) 永井春嶽宛状(一七五) 大阪の意向(一七七)

四四 徳川慶喜の直書と調停派の運動 一七七

慶喜春嶽宛直書(一七七) 慶喜素志情願(一七八) 家來沸騰の恐れ(一七八) 御所御召依頼(一七八) 市中鎮撫の依頼(一七九) 人数召連上京の考(一七九) 春嶽参内(一八〇) 尾侯と共に下阪周旋願(一八〇)

四五 尾越の運動と朝議(一) 一八一

反対派の意見(一八一) 廷議困難(一八二) 議論失せず(一八二) 春嶽また参内(一八三) 尾越一任傾向(一八三) 領地返上難(一八四) 藝参与等の裏面周旋(一八四) 尾越参与の努力(一八五)

四六 尾越の運動と朝議(二) 一八五

議論の焦点(一八五) 武力派論旨(一八六) 中根酒井申陳(一八六) 政權領地別段論(一八七) 一同領地返上困難(一八八) 公家の普天率土論(一八八) 土地人民動かし難し(一八八) その近例(一八九)

四七 尾越の運動と朝議(二) 一九〇

朝議動かす(一九〇) 尾越極力周旋(一九〇) 尾越主張貫徹(一九一) 書類尾越に交附(一九一) 前内大臣仰出(一九二) 土州藩建白(一九三) 平和派中樞(一九四)

第七章 尾越兩侯斡旋の成功 一九五

四八 徳川慶勝の獻言 一九五

建議内定附紙下附(一九五) 徳川慶勝建白(一九五) 旨意容堂建白と同じ(一九六) 更に一書奉呈(一九七) 三百諸侯の實力(一九七) 徳川氏潜勢力(一九七) 天下皆徳川氏買被り(一九八)

四九 尾越兩侯の下阪(一) 一九九

尾越大阪に發向(一九九) 中根先發(一九九) 兩侯大阪著(一九九) 春嶽登城

〔二〇〇〕 慶喜對面〔二〇〇〕 慶喜の諒解〔二〇一〕 中根永井戸川と會見〔二〇一〕 伏見の状態〔二〇一〕

五〇 尾越兩侯の下阪(二)……………二〇二

新撰組退去命令を肯せず〔二〇二〕 尾侯の掛念〔二〇三〕 新撰組主張亦尤〔二〇三〕 尾藩春嶽に依頼〔二〇三〕 永井引取不應〔二〇四〕 目付皆引上不應〔二〇五〕 旗下の敵愾心に煽らる〔二〇五〕

五一 尾越兩侯の下阪(三)……………二〇六

請書一件申合〔二〇六〕 文書作成取掛〔二〇六〕 室賀甲斐春嶽訪問〔二〇七〕 永井毛受會談〔二〇八〕 請書差出〔二〇八〕 慶喜立論の根柢〔二〇九〕

五二 尾越兩侯の下阪(四)……………二一〇

慶喜春嶽會見〔二一〇〕 上京時期〔二一〇〕 慶勝安悦〔二一一〕 春嶽慶勝歸京〔二一一〕 中根岩倉會見〔二一一〕 岩倉満足〔二一二〕 朝廷兩侯復命を待つ〔二一二〕

五三 尾越兩侯の復命……………二一四

參内延引〔二一四〕 復命書〔二一五〕 中山挨拶〔二一六〕 春嶽退出〔二一六〕 若

干の間隔〔二一六〕 春嶽板倉宛狀〔二一七〕

第八章 武力解決派の意氣込……………二一九

五四 在京長藩有志者の意見(一)……………二一九

長藩の兵力〔二一九〕 長藩意見〔二二〇〕 諸侯朝廷直支配案〔二二一〕 繁元格式改正の要〔二二一〕 伏見遷都案〔二二二〕 海軍興隆案〔二二二〕 急速外國手下案〔二二二〕

五五 在京長藩有志者の意見(二)……………二二三

在京長兵業を煮やす〔二二三〕 品川世良帥宮口上〔二二四〕 關門固めの案〔二二五〕 會桑歸國命案〔二二六〕 遷都の要〔二二六〕

五六 時局回轉期の三人……………二二七

西郷大久保の横車〔二二七〕 西郷大久保言論戦の苦〔二二八〕 慶喜態度の良好〔二二八〕 武力派の計施す機無し〔二二九〕 大久保の奮闘〔二三〇〕 大久保の力〔二三〇〕

第九章 徳川方の目論見……………二三二

五七 薩邸焼打の報と大阪……………二三二

失敗の繰返し〔二三二〕 最後に道を誤る〔二三二〕 慶喜の爲惜む〔二三三〕 尾越調劑の功〔二三三〕 媒酌口破綻を免る〔二三四〕 時局急轉〔二三四〕 薩邸焼打〔二三四〕 幕府の對薩敵愾心〔二三五〕

五八 東西相應の計企……………二三五

大阪方決心〔二三六〕 江戸浮浪の陰謀〔二三六〕 草賊討滅の命〔二三七〕 討滅方法〔二三七〕 薩邸襲撃亦可〔二三七〕 慶喜寛忍袋裂く〔二三八〕 東西相應策〔二三九〕 危機愈切迫〔二三九〕

五九 十一藩重臣の建白……………二四〇

京都の形勢〔二四〇〕 建白本文〔二四〇〕 衆議の要〔二四〇〕 朝廷寛大希望〔二四一〕 漸進の可〔二四一〕 各藩割據の勢〔二四二〕 三人占時二人に従ふ〔二四二〕 連署狀發起人〔二四四〕

第十章 五卿歸京……………二四五

六〇 三條實美等五卿の歸京(一)……………二四五

其後の五卿〔二四五〕 五卿の中心三條實美〔二四六〕 復官入京沙汰〔二四六〕 三條述懐〔二四七〕 歸洛當時の順序〔二四七〕 出發延引〔二四八〕 愈出發〔二四八〕 筑前藩待遇〔二四八〕

六一 三條實美等五卿の歸京(二)……………二四九

出發時の一事件〔二四九〕 條公歌を賜ふ〔二五〇〕 黒田家と別る〔二五〇〕 乗船出發〔二五一〕 長藩歡迎〔二五一〕 廣澤井上同伴上京〔二五二〕 先發隊上京〔二五二〕

六二 三條實美等五卿の歸京(三)……………二五三

五卿安治川口著〔二五三〕 上陸薩邸に入る〔二五三〕 一行伏見著〔二五四〕 入京〔二五四〕 身世變化〔二五五〕 政局影響〔二五五〕 三條信望〔二五六〕 三條の經驗〔二五六〕

六三 木戸の密翰(一).....二五七

長薩本據固執の情(二五七) 豊石論(二五七) 心配の一件(二五八) 豊石永代預願(二五九) 朝廷への納税案(二五九) 木戸大村宛状(二六〇) 豊石迅急の要(二六〇)

六四 木戸の密翰(二).....二六一

國家方向一定の要(二六一) 勤王諸藩措置案(二六二) 備前藩興起の要(二六二) 人心歸向豫期(二六三) 必しも武を要せず(二六四)

六五 三條岩倉の戮協.....二六五

岩倉三條關係(二六五) 岩倉の態度(二六五) 三條參朝(二六六) 朝廷氣勢加はる(二六八) 硬派氣勢愈よ騰る(二六八)

第十一章 薩長の目算.....二六九

六六 薩藩側の廟算.....二六九

大阪側の氣勢(二六九) 京都側初一念(二七〇) 主上遷幸案(二七〇) 大阪にて

六七 長藩側の廟算.....二七二

開戦の場合(二七一) 岩舂踏止り戦闘の考(二七二) 原案作製時機(二七二) 山田の協議書(二七三) 笹山駐屯の案(二七三) 伏見衛殿案(二七三) 高野山出動案(二七四) 苦戦覺悟(二七四) 曾我祐準實歴談(二七五) 薩長の冒險(二七六)

六八 練兵天覽.....二七六

武力派示威(二七六) 天覽前例(二七七) 四藩兵數(二七七) 叡感斜ならず(二七八) 練兵注意(二七八) 西郷の喜悅(二七九) 薩藩傑出(二八〇)

六九 形勢切迫に關する西郷大久保の觀察(一).....二八一

西郷蓑田宛状(二八一) 淀伏見邊の狀況(二八二) 尾越申立(二八三) 用途差出問題(二八三) 後藤策行はれず(二八四) 西郷の述懐(二八五)

七〇 形勢切迫に關する西郷大久保の觀察(二).....二八五

紀藩轉向(二八五) 彦根半ばは轉向(二八六) 備前勤皇(二八六) 因州直掛け(二八七) 容堂建言(二八七) 肥後の論(二八八) 後藤味方無し(二八八) 桂在國の要(二八八) 西郷等の忙々(二八九)

七一 形勢切迫に關する西郷、大久保の觀察(三)……………二九〇

大久保襄田宛狀(二九〇) 恭順趣意見えず(二九一) 慶喜上京の件(二九二) 安心難(二九二) 大久保見解(二九二) 三條氣勢を添ふ(二九三) 朝廷兵力十分(二九三) 外國方亦安心(二九四)

第十二章 大阪城中の形勢……………二九六

七二 明治戊辰の時期に入る……………二九六

三方三様の解釋(二九六) 會桑歸國の難題(二九七) 不公平措置に對する臣節(二九八) 朝命の事實(二九八) 徳川方申分(二九九)

七三 戰機促進……………三〇〇

薩邸燒打報大阪著(三〇〇) 大阪方鼎沸(三〇〇) 京都側對策(三〇〇) 大久保の思惑(三〇一) 大久保決意(三〇二) 慶喜畏に懼る(三〇三)

七四 虎に騎る徳川慶喜……………三〇三

耐へ難き憤冤(三〇四) 少恩怨望の意(三〇四) 朝廷眞意看破(三〇四) 誘惑に

引ずらる(三〇五) 左右人無し(三〇五) 周邊空々(三〇六) 大力量なし(三〇六) 全きを責め難し(三〇七)

七五 徳川慶喜の心事(一)……………三〇七

燒打責任(三〇八) 春嶽の觀察(三〇八) 慶喜の事實否認(三〇九) 除奸上表の否認(三一〇) 後日譚の眞否(三一〇)

七六 徳川慶喜の心事(二)……………三一〇

主戰說否定(三一〇) 眞意の捕捉難(三一三) 人間一般の弱點(三一三) 城中氣焰(三一四) 大小目付部屋光景(三一五)

七七 徳川慶喜の述懐……………三一五

大勢に捲込まれたる態度(三一五) 人物難の嘆(三一六) 挑戰制止(三一七) 將士激動制し難し(三一七) 唯嘆息するのみ(三一八) 無責任の主將(三一八)

七八 大阪城中の人氣(一)……………三一八

舉兵上京の風評(三一八) 城中光景(三二〇) 福地の建言(三二一) 阪城守備論(三二二) 東歸論(三二二) 一方突入論(三二二) 城中常調を逸す(三二二)

七九 大阪城中の人氣(二)……………三三三

城中の無我無中(三二三) 京都内應期待(三二三) 内應期待の愚(三二四) 期待
一應尤も(三二四) 出兵準備(三二五) 大阪方の油斷(三二六)

第十三章 岩倉の平和的調略……………三二七

八〇 岩倉具視と中根雪江の問答(一)……………三二七

京都に於ける調停論(三二七) 調停派中心人物(三二七) 越土の働き(三二八)
大阪の事情説明(三二八) 中根岩倉談話(三二九) 岩倉の平和手段(三二九) 岩
倉の思惑(三三〇) 幕府本意質問(三三〇)

八一 岩倉具視と中根雪江の問答(二)……………三三一

中根の返答(三三一) 岩倉除奸上表隱匿策(三三一) 岩倉慶喜上京勸説(三三二)
中根答辯(三三三) 中根の上京即時参内要求(三三三) 岩倉返答(三三四) 岩倉
匙を投ず(三三四)

八二 岩倉具視と中根雪江の問答(三)……………三三五

下より自責の要(三三五) 諸大名慶喜に倣はしむる策(三三六) 問答終る(三三
七) 岩倉眞肝(三三七) 反對黨の慶喜再檢討(三三八) 雪江春嶽への報告(三
三八)

八三 岩倉具視と伊達宗城の對話……………三三九

京都の守勢(三三九) 岩倉の平和策(三四〇) 岩倉伊達意見を問ふ(三四一) 伊
達の保身術(三四一) 岩倉新規蒞直し策(三四一) 伊達答辯(三四二) 伊達に薩
長周旋依頼(三四二)

第十四章 朝廷側の評議……………三四四

八四 正月二日の朝議(一)……………三四四

九條邸會議(三四四) 會桑召上論(三四五) 和戰兩論の岐れ目(三四五) 對外布
告書出来(三四五) 大久保の文案起艸(三四六) 滿廷一致決定(三四七)

八五 正月二日の朝議(二)……………三四八

慶喜入京論不決(三四八) 大阪兵出動情報(三四八) 調停派衝動(三四九) 春嶽
失望(三四九) 戸田下阪謝絶(三四九) 調停派の狼狽(三五一)

八六 正月二日の朝議(三)……………三五二

總て喰違ひ〔三五二〕 調停派茫然自失〔三五二〕 妻木上京〔三五三〕 雪江見込個條書〔三五四〕 武力派不承認〔三五五〕

八七 敵乎、味方乎……………三五六

大久保會桑歸國固執〔三五六〕 下參與の大久保案反對〔三五六〕 大久保主戰論〔三五七〕 薩長以外皆調停派〔三五七〕 西郷大久保の救主〔三五七〕 尾越土の立場〔三五八〕 岩倉上手使ひ過ぎ〔三五九〕

第十五章 大阪側の出戰準備……………三六〇

八八 大阪側用兵の部署(一)……………三六〇

打入部署〔三六〇〕 二條城〔三六一〕 伏見〔三六一〕 大阪城〔三六一〕 慶喜公傳記事〔三六一〕

八九 大阪側用兵の部署(二)……………三六四

伏見〔三六四〕 西の宮〔三六五〕 大阪城警備〔三六五〕 進軍開始〔三六六〕 兵數

〔三六六〕

九〇 薩賊誅戮の上奏文……………三六七

中村武雄手記〔三六七〕 薩藩の幕府刺戟〔三六七〕 勝敗問題外〔三六八〕 討薩奏文〔三六八〕 薩藩罪狀〔三六九〕 堀田正倫目錄抄〔三七〇〕

九一 大阪側と外國公使……………三七一

外使に公文發送〔三七二〕 パークス宛狀〔三七二〕 將軍政治再興の如し〔三七二〕 大阪側の先手〔三七三〕 薩船捕押令〔三七四〕

第十六章 調停效無し……………三七六

九二 正月三日岩倉中根の會見……………三七六

京都間近く押寄せ〔三七六〕 岩倉中根に斥候依頼〔三七六〕 中根斥候を斷る〔三七七〕 岩倉春嶽參内希望〔三七七〕 岩倉慶喜の上京希望〔三七八〕 中根の質問〔三七八〕 岩倉二個條受合〔三七八〕 岩倉春嶽下阪差留〔三七九〕 玉體保護命ぜらる〔三七九〕

九三 越前側の評定……………三八〇

中根春嶽に報告〔三八〇〕 應急調停策行はれず〔三八一〕 討伐朝命抑止案〔三八一〕 朝廷春嶽を召す〔三八二〕 春嶽最後まで希望を捨てず〔三八三〕 朝廷手後れの責任〔三八三〕

九四 大久保必死の運動(一)……………三八四

大久保岩倉に強談〔三八四〕 大久保必死言上〔三八五〕 大久保岩倉宛狀〔三八五〕 既に上策を失す〔三八六〕 華城割據馴致〔三八七〕 朝廷の交讓的失敗〔三八七〕

九五 大久保必死の運動(二)……………三八八

將に失せんとする第三大事〔三八八〕 朝議動搖の危〔三八九〕 調停派調停餘地無し〔三八九〕 大久保最後の切札〔三九〇〕 長藩士の論〔三九〇〕 徳川氏外使に與る書〔三九一〕

九六 越前邸の評定水泡に歸す……………三九二

調停側の執著〔三九二〕 容堂春嶽招きに應ぜず〔三九三〕 梅澤参加〔三九三〕 名儀拘泥の不可〔三九五〕 伏見出火注進〔三九五〕

第十七章 大阪側の進撃……………三九七

九七 京都側の部署(一)……………三九七

京都側の兵勢〔三九七〕 三浦の計算〔三九八〕 薩長兵守備〔三九八〕 薩長戦備〔三九八〕 伏見増援隊配置〔三九九〕 各部署に就く〔四〇〇〕

九八 京都側の部署(二)……………四〇〇

薩軍鳥羽方面部署〔四〇〇〕 上鳥羽小枝橋占領〔四〇一〕 此の附近配置〔四〇一〕 土兵の態度〔四〇二〕 土藩増兵計畫〔四〇二〕 土藩伏見藩邸増兵〔四〇三〕

九九 開戦に關する徳川慶喜の申分……………四〇四

砲火必然の順序〔四〇四〕 關門問答〔四〇四〕 双方申分〔四〇五〕 京都側申分〔四〇五〕 討薩上表に就いて〔四〇六〕 喧嘩の賣り手〔四〇七〕

一〇〇 鳥羽、伏見の接戦……………四〇八

鳥羽方面〔四〇八〕 發砲開始〔四〇八〕 互に引退〔四〇九〕 薩兵研込み〔四〇九〕 伏見方面〔四〇九〕 入京主旨申入〔四一〇〕 薩藩答書〔四一〇〕 幕軍退却〔四一〇〕

第十八章 薩長兵の戦略……………四二二

一〇一 開戦初日に於ける長州兵の活動(一)……………四二二

一切截断(四二二) 長兵參戰せず(四二二) 林の會兵差押へ(四一三) 双方の間答(四二三) 竹中の書狀(四一四) 伏見市街戰(四一五) 壘を楯となす(四一五)

一〇二 開戦初日に於ける長州兵の活動(二)……………四二六

伏見戰爭終始の時刻(四一六) 長兵善戰(四一七) 三浦進出(四一七) 幕使の首を取る(四一八) 幸先祝ひ(四一八) 三浦再び鳥羽に出づ(四一九) 首功薩兵(四一九)

一〇三 大久保意見書を三條岩倉に呈す……………四二〇

京都に於ける朝議(四二〇) 大久保覺書(四二〇) 大久保應急案(四二二) 禁闕警衛沙汰案(四二二) 高野山兵大阪進出案(四二三)

一〇四 西郷と鳥羽伏見の開戦(一)……………四二四

有栖川宮に言上(四二四) 西郷總指揮(四二五) 西郷大久保宛狀(四二五) 西郷楯取宛狀(四二七) 用兵連絡擔任者(四二七)

一〇五 西郷と鳥羽伏見の開戦(二)……………四二八

伊地知の開戦計畫賛成(四二八) 御動坐見合せ案(四二九) 長藩計企の略(四二九) 不利の場合の用意(四三〇) 第一著捷報(四三一) 一切葛藤解消(四三一)

年表並人物概覽

其一年 表……………一―三

其二 人物概覽……………四―二二

挿入繪圖

一 徳川慶勝寫眞……………卷首

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第五册 (通計第六册)

皇政一新篇

蘇峰學人

第一章 慶應三年末の推移

一 上策、中策、下策



昭和十二年一月卅一日、大森山王草堂に於て稿を起す。時方さに政局糾紛、廣田
内閣破壊し、宇垣内閣流産し、林内閣陣痛中である。

* * * * *

一 上策中策下策

一

上策多く
は行はれ
ず

凡そ多くの場合に於て、所謂上策なるものは、只だ策士の理想に止まりて、遂ひに實行せられざるものだ。而して其の下策が、避けんと欲して、避け得ず、之を實行せねばならぬ場合が少くない。されば如何なる場合でも、中策が行はるれば、先づそれは好き出来榮と云はねばならぬ。此れが浮世の常である。

幕府側の
一大失策

幕府側と云はん乎、公武合體派側と云はん乎。平和解決派と云はん乎。彼等を分析すれば、皆なそれぞれの意見があり、立場がある。されど彼等を一括して、否武力解決派と云ひ、若しくは否根本的現状打破派と云ひ、或は否薩長派と云ふことも出来よう。兎も角も彼等は十二月九日の大號令渙發にて、武力解決派から、一大打撃を蒙つた。即ち彼等は此の第一著に於て、後れを取つた。此の後れを取つたことが、幕府側に於て、一大失策であつた。

徳川方陣
容

彼等は現在の勢力であつた。攝政二條齊敬も、國事掛りの巨頭朝彦親王も、皆な徳川慶喜とは、切つても切れぬ關係の人々だ。而して京都守護職には、松平容保あり、所司代には松平定敬あり、二條城には、慶喜自身が其の精銳を率ゐて龍蟠

慶喜側大
不覺

虎踞した。斯る無上、無二の位置を占めつゝ、十二月九日の大政變を、袖手傍觀せねばならぬとは、扱ても腑甲斐なき極みである。彼等は何故に未然に之を防止しなかつた乎。既に防止する能はなかつたならば、何故に當時に於て、之を防止しなかつた乎。其の大號令の發布を、咫尺の地にありて、餘所事の如く見物し、朝廷に於ける幕府側の人々は、根こそぎに追ひ拂はれ、廟堂の上には、殆んど一人の幕府の同情者なきに至るまで、思ふ存分、岩倉等をして其志を逞うせしめ、事窮し、勢迫りて、餘儀なく大阪まで落ち行きたるは、徳川慶喜及び其の仲間としては、大なる不覺と云はねばならぬ。

恭順最上
の策

若し争はんとせば、彼等は未然に争ふ可きだ。未然に争ふ機會を逸したるならば、當時に争ふ可きだ。然るに形既に成り、勢當に定まらんとする後に於て、之を争はんとするは既に晩矣だ。されば大阪落去の後に於ては、尾、越、土三藩の力によりて、出来得る限りの條件に於て、朝命に恭順するより他に方便は無かつた。瞋拳笑面を打たず。若し徳川慶喜が、徹底的に恭順を仕遂ぐるに於ては、

如何に其武を用ひんとするも、武力解決派は、其武を用ひること不可能であらう。
諺に正直は最上の方策と云ふが、當時に於ては、恭順が最上の方策に相違なかつた。

敵の武力
封込の策

要するに絶対的恭順は、武力解決派に對する一大方策にして、無抵抗的叩頭は、無二の武器であつた。如何に討伐に逸ればとて、抵抗せざる者を討伐する理由は無い。如何に力ちから是正これせいの時代とて、無名の師を出すことは、天人共に容ゆるさない。如何に岩倉、西郷、大久保等が、根本的改革の要は、武力解決に在りと認むるも、絶対的恭順、無抵抗的叩頭は、その武力を封じ込めて、之を使用する能はざらしむる所以である。

尾越土の
努力理由

惟おもふに松平春嶽、徳川慶勝、山内容堂、及び其の臣下の中根雪江、酒井十之丞、田宮如雲、田中邦之輔、後藤象二郎、福岡藤次の徒は、是程の見透しが附いてゐた乎、否乎を知らざるも、彼等が幕府側と朝廷側との間に立つて、奔走、周旋したのは、武力解決は、徳川氏に取りて不利である。故に成る可く武力解決を避け

ねばならぬ。それを避くるには、慶喜を恭順せしめねばならぬ。慶喜を恭順せしむるには、恭順せしむるを得可き方法を講せねばならぬ。それを講ずるには慶喜の面目を保全し、部下の人心を常に安定せしめねばならぬ。その爲めには朝廷側にも、成る可く寛典を懇請せねばならぬと、その爲めに最善の努力を竭した所以であらう。要するに彼等が戦争を好まなかつたのは、戦争は到底徳川氏に取りて、不利である可きを豫想したからであらう。

【二】 十二月九日より十八日

反幕派の
赦免

今ま慶應三年十二月九日、大改革の號令渙發以來の日誌を掲げ、其の大勢の推移を示す。因みに云ふ、十二月八日には、毛利敬親父子及び支藩主の官位を復し、入京を許し、三條實美以下の五卿の官位を復し、之を召還し、文久二年以來勅諭を被りたる九條尙忠、久我建通、千種有文、岩倉具視、富小路敬直を復歸せし

二 十二月九日より十八日

五

め、其の蟄居を免した。

此れは在朝の公卿等が、二條攝政、尹宮(久通宮朝彦親王)等に迫りて、實行せしめたる最後の仕事であつた。而して同夕鷲尾隆聚は、密旨を奉じて、高野山に赴いた。此れは岩倉等の大いに謀る所あつた爲めだ。

新制度樹立

九日 大改革。攝政、關白、征夷大將軍、議奏、傳奏、國事掛、守護職、所司代等を廢し、新に總裁、議定、參與の三職を置く。

即ち此の一舉にて、舊組織は其の制度と、併せて人物とを一掃し去つた。

慶喜辭官納地問題

十日 松平慶永二條城に赴き、勅を徳川慶喜に傳ふ。慶喜は辭職の命を拜し、辭官、納地の件は、衆情鎮定の後を待たんことを請うた。

斯夜毛利敬親の老臣毛利内匠は、兵二中隊を率ゐ、相國寺の薩營に入つた。

十一日 幕府旗下、譜第諸藩士、變報に接し二條城に集まるもの一萬人と稱す。訛傳あり、薩兵來襲すと。急に戦闘準備を爲す。

十二日 山内容堂、速に兵備戒嚴を解き、公議を乗り、徳川慶喜辭官、納地の

事は、之を松平慶永に一任せんことを建議す。細川以下十藩の要人等、舊攝政、將軍以下、公議によりて之を措置す可きを建白す。

斯夜徳川慶喜、會桑兩藩主及び板倉伊賀守等を率ゐて大阪に去る。

十三日 徳川慶勝、松平慶永上表して、慶喜の爲めに、勅許を得ずして大阪に去りたる責に任じ、且つ辭官、納地の件に付ては、兩人其の事に當らんことを請ふ。

九門を除く外、禁門の守兵を罷む。

岩倉、大久保に第一、第二の策に付諮問す。大久保、西郷等と評議の上、第二策を採る可き旨を答ふ。

十四日 大政復古を列藩に布告し、各人材を選舉せしむ。

戸田忠至大阪に到り、徳川慶喜に、御内帑の急を告げ、之を供給せしめた。

十五日 參與後藤象二郎、福岡孝弟等、上下議事所及び諸制の條議を上る。

十六日 松平慶永等、岩倉具視に就て、徳川慶喜の處分、朝旨のある所を領

大政復古
布告

二 十二月九日より十八日

慶喜外國
公使延見

し、以て之を慶喜に諭さんことを請ふ。是日岩倉は其の奏狀の擬案を内示した。徳川慶喜、佛、英、伊、米、普、蘭諸公使を大阪城に延見し、政體更革の事を告げ、各國交際の事は、仍自ら之に任ずるを以て、益す情誼を固ふせんことを陳じた。

十七日 徳川茂承、鷺尾隆聚の高野山に據るの狀を稟す。批して其の朝旨に出るを諭す。

長藩時務
策建議

長藩士、時務條議を總裁熾仁親王に上る。要は「何れ一大戰に不及ては、皇威御回復之御目途は、相立間敷候」と云ふにあり。

十八日 大政復古を外國に報ずる擬案、及び人才を擧げ、革政所を設くる等の事を議す。

會桑兩藩主猶大阪に滞在し、更に兵を出して北上するの報あり。

是日、徳川慶勝、松平慶永に命じて、速に會桑兩藩主を藩に就かしむ。

大監察戸川伊豆守、徳川慶喜舉正退奸の上表を携へて入京す。

千代田城
中會議

松平慶永等、再び岩倉具視と相謀り、先づ徳川慶喜を參内せしめ、以て擬案の事を實行せんとし、永井玄蕃頭をして之を慶喜に諭さしむ。

是日永井、尾藩田中邦之輔、越藩中根雪江と與に大阪に赴く。

老中稻葉美濃守譜第大名の在府者を千代田城中に會し、更革の朝命を示し、各意見を徴す。又た譜代大名土井、岡部等九人をして、急に兵を率ゐて西上せしむ。旗下士勝安房守、意見書を稻葉美濃守に呈し、輕舉妄動の不可を説く。

以上は十二月九日より十八日までの約十日間の日誌だ。之を見れば此の乾燥なる紙表に、如何に驚天動地の大活劇が、胚胎しつゝあるかを知るに餘りあるものあらむ。

【三】 十九日より晦日

時勢の轉歩は、時間もて測度す可きものではない。時としては一日が百年の如

く、時としては百年が一日の如く、汽車や、汽船の速度の如く、一定の時間に、一定の距離を奔るものとは、同一に論ず可きものではない。

十九日(慶應三年十二月)外國報告の議を決し、議定に命じて、翌日公文に署印せしむ。

徳川慶勝、自から大阪に赴き、會桑二藩主を歸國せしめんことを請うた。

退奸上表
を岩倉に
示す

戸川伊豆守は、徳川慶喜の舉正退奸の上表を、戸田大和守によりて岩倉具視に示した。松平慶永等は戸川に説き歸阪せしめ、岩倉に、上表を預け置き、その旨を下阪中の中根雪江に報じた(時に中根は大阪を去りて歸京の途にあつた)。

毛利淡路守の子毛利平六郎、吉川監物代理宮庄主水入京す。

伏見取締
任命

二十一日 幕兵猶伏見にあり。會桑二藩の兵も、稍々北上せんとす。仍て京都取締田宮如雲をして、伏見取締を兼ね、薩、藝、長、土の四藩兵をして、警衛せしむ。既にして藝、土は之を辭した。

徳川慶勝、松平慶永、再び田中邦之輔、中根雪江を大阪に赴かしむ(大阪城中の

形勢を緩和せんが爲めに)。

二十二日 萬機親裁、博く公議を採り、舊幕の善政良法は、之を變更せざる旨を告諭し、直言讜議を勸奨す。

徳川慶勝の請を許して、自から大阪に赴き、期を刻して其功を劾さしむ。慶勝其期を緩うせんことを請ふ。

山内容堂上書して、外國の報告は、列侯會議の後に付し、姑らく徳川慶喜をして、還政の事を報せしめんことを建議す。

二十三日 參與林左門、參與三岡八郎に、御用金穀取扱方を命ず。在京中の長岡藩主牧野駿河守、上書して時事を論じ、再び政權を徳川氏に委任せんことを請うた。

政權徳川
委任上表

徳川慶喜は戸川伊豆守の歸報を得、永井玄蕃頭をして、先づ入京せしむ。永井は春嶽、容堂等と慶喜參内の事を謀る。春嶽等公然朝命を奉じて大阪に赴き、先づ辭官、納地の事を決し、而して後參内せしめんと欲す。

是日春嶽、徳川慶勝と與に、朝命の擬案ぎあんを上る。朝議領地返上の文字を用ひんとす。春嶽等之を争ひ、翌朝に至て決せず。

伊達宗城だてむねなり入京。

譜代藩士
上京命

老中稻葉美濃守等、譜第藩士を千代田城に召し、徳川慶喜の上表を示し、各兵を率ゐて、西上せしむ。是日江戸城二の丸焼く。

二十四日 朝議徳川慶勝、松平慶永春嶽の請を容れ、領地返上の文字を止め、辭官、納地の命を下し、之を徳川慶喜に傳へしむ。

毛利敬親
を召す

毛利敬親を召す。

山内容堂、上書して政府の經費けいひは宜しく之を列藩に課す可きを建白す。

徳川慶勝上表して、議定ぎぢやうの職を辭す、允ゆるさず。

二十五日 毛利廣封、毛利元周左京亮、毛利元純讃岐守を召す。

江戸薩邸
焼打

江戸に於て薩藩三田屋敷、佐土原藩三田小山屋敷を、庄内兵等にて焼打す。殺傷捕獲ほくわく數多。

仙臺、肥後諸藩の老臣十一人連署して上書し、徳川氏措置そちに就て、寛裕くわんいゆうならんことを建議す。

二十七日 天皇建春門に親臨し、薩、藝、長、土の藩兵操練を御覽あらせらる。

參與岩倉具視ぎぢやうを議定と爲す。津山藩主松平慶倫よしとよ、徳川慶喜大政返上の本意を失ふなからんことを上書す。

二十八日 徳川慶勝、松平慶永、大阪に赴き二十六日、命を徳川慶喜に傳ふ。慶喜奉命書を二人に致し、且政府の經費は、之を全國に課くわせざれば、以て部下の心を鎮定す可からざるを陳す。

江戸市街の各口に關門かんもんを設く。

江戸市街
各口に關
門を設く

松平容保の養子喜徳のぶのり、上國の報を聞き、書を米澤藩主上杉齊憲なりのみに致して、同盟戮協りくけふを請ふ。會藩老臣又た藩内士民に對し、告諭する所あり。

晦日 徳川慶勝、松平慶永、大阪より至り、徳川慶喜に代りて奉命書たてまつを上る。

形勢危急

此の如くして、多事多故なる慶應三年は暮れた。而して京都に比すれば、大阪の形勢は危急に、大阪に比すれば、江戸の形勢は更らに危急に、江戸に於ける薩邸焼打は、事實に於て、幕薩の開戦と殆んど擇ぶ所なき情態を現呈した。されば、大阪は京都と江戸との兩間に挟まれて、如何なる態度を取る可き乎。此れが大なる謎であつた。

第二章 朝廷の對外方針

【四】 外交問題に關する大久保の意見書

外交問題
重視

外交干係に就ては、皇政復古派も、徳川幕府側も、皆なそれぞれ周到なる注意を拂うた。特に英と云ひ、佛と云ひ、何れも日本の内政に直接干渉せざるまでも、彼等は皆な相當の實力を有し、若し彼等の實力が、一方に加はれば、その影響は頗る至大なるものあつたからだ。詳に云へば、未だ必らずしも兩派勝敗の機を、彼等の手中に握ると云ふ程ではないとするも、殆んどそれに庶きものあつた爲めだ。

されば皇政復古側に於ても、幕府側に於ても、皆なそれぞれ應變の策を講じた。先づ大久保一藏等は、豫かじめ岩下佐次右衛門が、佛國より伴ひ來れるモンブラ

大久保の
モンブラ
ン諮問

ンに就て、諮問する所あつたが、同人は左の案件を具して、之に答へた。

第一 萬事を處するに當り、日本の主權を以て、政務を爲すべし。

第二 各藩興廢を共にし、得失を等ふすべし。

第三 列藩交際を深密にし、信義を厚ふすべし。

右の三項に基き、公論を盡し、以て歐洲各國と交際すべし。

以上は爲政の大綱だ。

各國布告要項

勅令を以て、各國に布告す可き事項。

朕は日本天皇なり。諸侯は其の領地の藩主なりと雖ども、朕が命令の下にあり。然るに徳川氏自ら日本國王と稱して、外國に交るは、大に我が國體を誤れり。仍て今改革の要項を左に擧ぐ。

第一 將軍職を廢する事。

第二 爾來日本の政務は、朕自ら統治するが故に、我國に對する事務は、朕の内名を以てすべし。傳奏、議奏、傳達に任ず。

第三 朕は日本天皇なり。諸侯は各其領内の大守なり。故に國政を議するに、各藩主を京師に召集し、議事院に會し、國政を議し、朕之を決して後布告す。

第四 長崎、横濱、其他開港の地は、從來徳川氏の名を以て、開市せりと雖ども、爾來朕の名に改め、之を開くべし。

右の如く我が日本政府變革いたし候上は、從來一層外國との親睦を重すべし。

日本政府

右皇帝陛下の勅旨を奉じ、傳奏、議奏之を宣す。

傳奏

議奏

右之外當分京師に在留の諸侯連名

諸侯

大久保の建白

以上佛人モンブランの草案は、大久保一藏之を携帶し、十一月入京し、爾來十二

月九日大號令換發後、之を條約各國に宣布せざる可からざる旨を建白し、更らに寺島陶藏に謀りて、モンブランの草案を修正し、左の如き案文を具して、之を朝廷に提出した。

朝廷提出案

朕は大日本天皇にして、同盟列藩の主たり。此話を承くべき諸外國帝王と、其臣民に對し、祝辭を宣ぶ。朕將軍の權を朕に歸さんことを許可し、列藩會議を興し、汝に告ぐる事左の如し。

第一 朕國政を委任せる將軍の職を廢するなり。

第二 大日本の總政治は、内外之事、共に皆同盟列藩の會議を経て後、有司の奏する所を以て、朕之を決すべし。

第三 條約は大君の名を以て結ぶと雖も、以後朕が名に換ふべし。是が爲めに朕が有司に命じ、外國の有司と應接せしめん。其の未定の間は、舊の條約に従ふべし。

寺島外事顧問

寺島陶藏(伯爵寺島宗則)は、薩摩出水の郷士にして、松木弘庵と稱し、蘭學を修め、

曾て島津齊彬の知を受けたるもの。而して歐洲に航する前後二回、能く海外の事情に通じてゐた。之を以て大久保は彼を外事顧問として、之を同伴し、その京都の邸内に寄寓せしめてゐた。此に於て大久保は彼と相諮りて、如上の意見書を朝議に提出することとした。

【五】 朝廷と對外政策

岩倉の外
交方針

岩倉具視は、大久保一藏と共に、苟も大政朝廷に歸するの曉には、外交一切は當然朝廷の手にて取り行はる可きものたるを認識し、其の措置を考慮した。されば彼は十二月九日大改革の號令換發せらるるや、やがて外交の方針を在廷の諸僚に告げ、其の賛同を要めた。松平春嶽は曰く。

十日(慶應三年十二月) 王政復古の發令翌日の様にも存候。岩倉卿は參與なれど

も、擔任たんじんの人故、容堂、並淺野(長勳)、春嶽、其外中山(忠能)を始、議定、參與のものを招集せうしゅうし、岩公の云く、是迄諸君も御承知の通り、於朝廷は、攘夷論にして、外國人を惡むこと、夷狄を以てす。然れども先般兵庫開港も許可に相成候こと故、今後は西洋人を待遇たいぐうするや、支那人と同様に見なし可申と被申候へば、舊大名の方にて、左のみ驚きもせざれども、中山始は大に失望けいきやうの景況なり。今考れば實に可笑ことなり。「逸史補」

三職會議

此れは實況、實情を描きたるものと察せらるゝ。岩倉は今後朝廷の外人に接する、須らく王朝時代唐國と交通の禮に準ず可しと云うた。攘夷一點張りの中山等が、之を聽いて、一驚を喫したるは、寧ろ當然のことだ。而して十二月十七日より十九日に互りて、總裁、議定、參與の三職會議を開らき、大久保の提出したる詔書體(參照四)と、議定、參與間に起草したる官宣體くわんせんたいとに就て協議した。詔書體は既掲の通りだ。官宣體は左の如し。

大日本國太政官、海外各國の公使等に移す。天子、諸外國帝王と、其臣民に對

詔書體と
官宣體と
體證

し、祝辭を宣ぶ。天子、會帥、有司と詢り、汝に告ぐることに左の如し。

第一 往年國政を委任せる將軍の職を廢するなり。

第二 大日本の總政治は、内外の事共に、皆會帥、有司の會議を盡し、奏する所を以て、天子之を決すべし。

第三 條約は大君の名を以て結ぶと雖も、以後太政官に換ふべし。是が爲に有司に命じ、外國の有司と應接せしめん。其未定の間は、舊の條約に従ふべし。以上の二案を、三職の議に附し、又た三番所の堂上及び在京の諸藩主に諮詢す。皆な詔書體を以て善とす。今ま重ねて之を掲げんに曰く、

詔書體採
用

朕は大日本天皇にして、同盟列藩の主たり。此詔を承くべき諸外國帝王と、其臣民に對し、祝辭を宣ぶ。朕將軍の權を朕に歸さんことを許可し、列藩會議を興し、汝に告ぐることに左の如し。

第一 朕國政を委任せる將軍の職を廢するなり。

第二 大日本の總政治は、内外之事、共に皆同盟列藩の會議を経て後、有司の

奏する所を以て、朕之を決すべし。

第三 條約は大君の名を以て結ぶと雖も、以後朕が名に換ふべし。是が爲に朕が有司に命じ、外國の有司と應接せしめん。其の未定の間は、舊の條約に従ふべし。

勅使内命

越藝土藩
主反對調
印

此れが朝議に於て採用となつた。十九日之を奏し、宸裁を仰ぎ、且つ勅使を派遣して、以て外國公使に告げしむることに決定し、此に於て正親町公董、烏丸光徳に勅使を命ぜらる可きの内旨を傳ふ。然も二十日詔書に御名を親書し、御璽を鈐し、總裁、議定、參與副署押印せんとするに臨み、松平慶永は異議を申し立てた。而して淺野長勳も亦た然り。(只今新聞に、昨夕八時十分廣島にて長勳九十六歳にて薨去の報を傳ふ。昭和十二年二月二日朝) 而して山内容堂亦た熟思を要すと申立て、其の副署押印を拒んだ。而して二十二日に至りて、容堂は更らに諸藩主會議の後、於て、之を爲す可し。當坐は先づ徳川慶喜をして、政權奉還を外國公使に報せしむ可しと建議した。その爲めに折角大久保、岩倉等の苦心も、姑らく停頓の姿とな

つた。此れは平和解決派の人々が、對徳川氏の干係から、顧慮する所ありてのことであつた。乃ち此の一件に就ても、朝廷に於ては、對徳川氏に就て、自から硬軟兩派の對立したる事情を察するに足るものがある。

【六】 外交に對する岩倉、大久保等の苦心

對外苦心
の證

更らに岩倉、大久保等が、如何に此の朝廷の對外政策に就て、苦慮したるかを詳にするには、左記逐條を一讀すれば、自から分明だ。十二月十六日付の岩倉より大久保への書簡の一節に曰く、

一 各國布告の事、可被成急事に付、不取敢貴國(薩藩を斥す)にて、岩下、西郷、土州にて、後藤、今一人被召出、參與之儘、外國掛り被命候間、早々夫々取調べ頼候。

但し公卿にても、何時被命候ても壹人可立勅使候。

六 外交に對する岩倉大久保等の苦心

とあるを見ても、如何に岩倉が對外干係に、心を配りつゝあるかゞ判知る。
大久保日記に曰く、

布令早急
決定の要

一 十七日 四時(午前十時) 參朝、外國御布告一條御評議有之、艸稿此方より
差上、一同無異論。

一 十八日今朝岩倉公に參殿、御布令一條斷然御決斷被爲在候様言上。出殿。
御下問之御書面に御下札にて被差出候様取計、十一字(時)頃參朝、御評議な
し。三字(時)頃退散。

如何に大久保が、慶喜の先手を打つて、朝廷より大政變革に就ての事を、外國公
使等に告知するを必須としたるかゞ判知る。

岩下等岩
倉激勵

一 十九日 今朝岩大夫(岩下佐次右衛門) 入來、外國布告一條、後藤など御斷
故、尙申談、是非推て被仰付候様、御參殿之上、亦々入來、同道參朝。御布
令御連名等、御評議。明日午刻御參朝被爲在候様云々。今晚九字(時)頃退出。
如何に大久保、岩下等が、外國布告一件に就き、岩倉に向つて其の迫力を加へつ

つあつたかゞ判知る。

御布令異
議有之

一 廿日四時(午前十時) 參朝、御布令御加判として、太守公(烏津忠義)一字(時)頃
御參朝。尾公御參。御布令一條御異議有之、越公、土公、藝公御異論之建白
有之、今日御加判無之、御退散被爲在候。

尙ほ大久保が、十二月廿八日付、蓑田傳兵衛へ與へたる書中には、上記の事情を
曲盡してゐるものがある。

外國掛任
命

一 十六日(十七日?) 外國御布令一條御評議有之、此方より草稿差出候。(原註、
モンブランの一紙を取捨し、寺島著述いたし候御布令一條は、サトーより相通候趣も有之、仍而
言上に相成) 參與一同異論無之との事にて、岩下佐二右衛門殿、後藤象二郎に、

外國掛迄も、被仰付候。四藩議定職に別段御下問も被爲在候處、異存不被
在との御答に相成候由。

段々異論

一 廿日外國御布令一條御決定、議定職、外國掛、正三卿(正親町三條實愛)、越
公(松平春嶽)、之處に御治定被爲在、今日爲御加判五藩被命、參朝候處、段

六 外交に對する岩倉大久保等の苦心

實行遲延

段異論相立、越公は外國掛も御斷、後藤儀も同斷、容堂公御建白も有之、終に不相行候。必然徳川氏を憚り候而の事と被伺候。最後の一句が、斷案だ。硬派は飽迄朝廷直接に、對外施爲を作さしめんと欲し、軟派は徳川氏を通じて、然かせんと欲し、硬派は直ちに之を實行せんと欲し、軟派は對徳川氏問題が落著し、所謂諸侯會議の後を俟つて然す可しと云ふ。此處に兩者意見の相違があり、折角大久保、岩倉等の計企も、議定、參與中の軟派に妨げられて、之を實行することが出来なかつた。

大久保等英國と相通

然も大久保等は、英國側とは、氣脈を通じてゐた。そは前文にもある通り、「御布令一條は、サトーより相通候趣も有之」との文句にて分明だ。然も彼等が折角の心配も、軟派の爲めに妨げられ、遂ひに之を戊辰の正月中旬まで延期せざる可からざるに至つたのは、彼等に取りては、遺憾千萬の事であつたに相違なきも、當時はより急なる問題があつて、背に腹は換へられなかつたのだ。

【七】 松平春嶽調印辭退の意見書

異存理由

朝廷より直接に外國使臣との交渉に付き、異存を開陳したる松平春嶽、淺野茂勳、山内容堂等の動議は、大久保一藏が、一句にて斷定したる通り、幕府を憚かりたる爲めでありとするも、彼等には又た彼等の理由が無いでも無かつた。丁卯日記に曰く。

春嶽建議書

今朝(十二月二十日)御所勞の趣を以て、御斷被仰上しに、調印御違背に於ては、勅使可被指向など、橋本殿(實梁)被申出由に付、十之丞(酒井)、鹿之介(毛受)を以て、被及御建議候處、趣意書取指上候様御差圖に付、兩人より差上る。而して其の建議書は左の如し。

昨日被仰出候趣、大藏大輔(松平春嶽)奉謹承候。外夷を見る、尙古の漢土の如しとの叡慮、乍恐奉感佩候。不肖之大藏大輔、職を議定に承候に付、外夷へ御布告に、御諱御璽を被爲載候末へ、加判仕候儀、蒙命恐汗之至奉存候。萬

七 松平春嶽調印辭退の意見書

世皇國之基礎を被爲建候御大事にて、愚衷可默止儀に無御座候に付、差向可申上候。

以上は其の意見を上申する理由。

調印拒否理由

今般御大政更始之折柄、外夷も刮目罷在候處、諸藩列侯僅に五藩（薩、越、尾、土、藝）而已にて、夫も多くは隱居（春嶽、慶勝、容堂）、又は世子（茂勳）等に候へば、即今之不束、外夷國情通知之事故、全く天下の會議を聞召ての御處置とは不奉存、御手薄に可奉存哉、深愛に不堪奉存候。御告文之内に、列侯會議之上と被爲在候通り、段々列藩も上京可仕候間、仰願くは會議を被爲待、篤と公議之上、御布告に相成候共、敢て不遲哉と奉存候。

此れが調印を拒む理由だ。公議と云ふも公議でない。故に眞の公議を待つて、而して後之を行ふも、未だ晚しとせずとの意味。

夫迄之處は、外夷より迫て不伺出様には、如何様共被成方も可有御座哉、何分勅使御下向、一度降命有之候上は、直に世界之通法を以て、都下にミニ

難題擔ぎ出し

ストル指置候儀可奉願、且是より誰人か應接可仕哉。參朝も仕度、其儀も奉願候など、申出候は、甚御煩敷儀と奉存候。

此れは朝廷に取り、何れも當惑の問題だ。京都は本來攘夷論の巢窟にて、然も公卿は概して其の一味だ。京都に公使館を設置し、公使等が參内を申出づるが如きは、當時の朝廷では、容易ならぬ難題だ。是を以て故らに此の難題を擔ぎ出して、異議の申立をした。

吳々當分之處は兎も角も、御諭置に相成、尙厚く天下之議を被爲盡候様、幾重にも奉願度、今日此處に遺憾無之様御盡し無御坐候ては、後日之大害難測、至重至大之儀、恐懼之餘り、不憚忌諱議定之廉を以て、右之趣、微臣兩人を以奉申上候。

酒井十之丞
毛受鹿之介

淺野意見書

而して淺野茂（長）勳の意見書も、

七 松平春嶽調印辭退の意見書

「列藩と御座候得共、即今在京之藩纒に四五藩に過不申」とて、春嶽の意見書と大同小異のものだ。尙ほ山内容堂は、

山内意見書

外國へ御布告書加判の儀に付、今日午刻參内仕候様被仰付、奉畏候。然に右應接の次第、御國體變換、御初政の時に當て、内外危疑未定、萬國へも關係致し候事柄、實に以て不容易、就ては書面加判等のみの儀にて無之、厚く愚考之筋も有之候得共、猶志慮を盡不申ては、急速言上難仕御座候。依て今日參内の儀は、御斷申上、次日獻言可仕様被仰付度奉存候也。

十二月二十日

松平容堂

一件中止

而して此の如く調印は、徳川慶勝も辭退し、春嶽、容堂は前掲の如く、又た勅使指添を命せられたる後藤象二郎、三岡八郎も辭退したる爲めに、遂ひに此の一件は、中止となつた。隨て折角大久保、岩倉等の配慮も、之を翌年まで延長せねばならぬ事となつた。而して其の動機は大久保の判定通りであつたとしても、異存者にも相當の申分あつたから、之を強制する譯には參らなかつた。

【八】 山内容堂と對外告示

容堂意見書

更らに山内容堂は、二十二日（慶應三年十二月）に至りて、左の如く意見書を上つた。當時御政體御變革により、速に外國へ御布告、當然の御事。右御告文は、朕は列侯會盟の主と被遊候御儀、乍恐今日に於て、事理的當の御文體と奉拜見候。

此れは當時に於てのこと。日本の國體から見れば「事理的當」とは申されまい。斯る文句を使用したるは、日本當時の現状を、北獨逸聯邦のそれと對照して、其の筆法を借用したるものに過ぎない。

然るに此儀朝廷御新政の始、尤重大の事件に付、猶又反覆愚考仕候處、只今の形にては、未だ御政體、維新の鴻基、夫々順序相立不申、殊に闕下に相會候諸侯、僅に五六藩而已にて、御告文列侯會盟の主の御本意、未だ全く被行不

岩倉大久保の點

申。

此の一點が、岩倉、大久保等に取りて、大なる痛手だ。如何に公議と云うも、四、五藩や、五、六藩では、名ありて實なきこと。此の痛手を押へられては、如何に強硬なる岩倉、大久保等も、事實の前には叩頭を餘儀なくせねばならぬ。

且外國應接は、是迄幕府へ御委任に付、其取扱の次第も可有之、然るに只今此儘にて、俄に御布告に相成候ては、御文體と御事實と致齟齬、却て外國に於ても、疑惑を生じ可申、依て申迄も無之候得共、徳川内府も向後は、列侯の地位に被閣候上は、歸洛有之、廷議に相參じ、召の諸侯も未致到着者は、迅速致上京候様被命、内府は勿論、天下諸侯の衆議、朝廷にて御參考、御國體至當の公議に御審決、後日毫髮の遺憾無之様被遊、其上にて早々御布告に相成候はゞ、誠に以て列侯會盟の主の御事實被相行、皇威外國に、致光輝可申と奉存候。

慶喜廷議
參加の案

容堂初
念

山内容堂の最初からの意見は、徳川慶喜を、仲間に加へて、改革の皇謨を翊賛せ

んとすることであつた。此れが十二月九日小御所會議の劈頭に於ける、彼の喝破したる意見だ。爾來彼は機會ある毎に、此の意見を持ち出してゐる。乃ち對外施爲に就ても、慶喜を首めとし、衆議を待つて、而して後之を行ふ可しとの此の意見書も、亦た其の初一念を貫徹せんとの志に外ならない。

先其迄は、幕政を朝廷に奉還候徳川内府より、一應外國へ演舌置候様被命、可然儀と考慮仕候。

十二月二十二日

松平容堂

容堂思慮

要するに容堂の胸中では、朝廷で不慣れの人々が、外國交際などに手を著けんよりは、當分は熟練の幕吏に一任したる方が、怪我もなく、危な氣もなく、普通の軌道を行かしたる方が、安全第一であらうとのことだ。

當時の朝廷から見れば、外交は固より重大問題ではあつたが、それよりも猶ほ重大問題があつた。それは對徳川慶喜問題だ。詳に云へば、辭官、納地の問題だ。此の問題に就ては、岩倉は勿論、岩倉よりも大久保等は、遮二無二之を強行し、

一層重大
問題

八 山内容堂と對外告示

三三

對外問題
寧ろ傍徑

厲行し、而して若し之を聽かざるに於ては、直ちに討伐の師を出すも、敢て顧慮する所にあらずとの決心をもつてゐた。されば如何に外交問題が大切であればとて、それに没頭して、對徳川慶喜問題を閑却する能はなかつた。従つて對外問題に付ては、姑らく春嶽、容堂等の意見に一任し、飽迄辭官、納地に就て、其の目的を達成せんと勗めた。而して此の問題から見れば、對外問題の如きは、當時の情勢に於ては、畢竟傍徑の問題に過ぎなかつた。従つて朝廷に於ける硬軟兩派の折衝は、外交問題よりも、此の辭官、納地の問題を中心として、相ひ行はれた。其の成行は、次の機會に語るであらう。

【九】 大久保一藏、寺島陶藏往復書簡 (一)

大久保西
郷の英國
交驩

大久保、西郷等は、専ら英國側と交驩し、互に其の消息を通じ、時としてはその意見を徴し、時としては其の知恵と、便宜とを借用、若しくは使用した。而して



寺島は實に其の聯絡掛りであつた。左に掲ぐるは十二月廿一日付、大阪より寺島陶藏(伯爵寺島宗則)が、大久保への一書だ。

寺島サト
領會談要

廿日御仕立之貴墨拜見仕候。同日此地(大阪)よりも一封差上候。其節申上候趣は、御地(京都)にて御評議之事と、大抵請合仕申と奉存候。昨日(二十日)午後英公使筆官竝サトウ兩人參り候に付、尾、越より歸政之取計ひ引請居候得共、未定にて、延引に及候段、成行委細申通候處、サトウ申候には、御布告被出可然義は、幕より返書不參前に、同人丈之心付にて申上候譯に有之、其節京都にて、未定とは不存申、實は外國公使一同も相手無之候ては、掛合出來不申候に付、從來引合居候政府、此後如何可致哉と問合候處、今日迄之通にて心得旨答書を得候上は、今日用辨に缺き候義無之候由申聞候。

英公使筆官とあるは、ミットフォード(Mitford)であらう。此れにて見れば、サトウは、大政改革以來、外國公使が相手がなから、速かに朝廷より布告を出す可く勸告したるも、今や幕府から當分從前の通りとの通知に接したから、左程急ぐに

朝廷布告
急ぎの動
機

は及ぶまじとのこと。されば此れにて京都にて布告を急ぎたるは、少くとも其の動機の一は、英國側サトウよりの愆愆に出でたる事が判知る。

英兩人の案

就て右兩人(ミットフオド、サトウ)之案は、

一 歸政未定之間、布告被成候事、尤不宜。若國人歸服不致候には、外國人笑ひ可申候。

慶喜の辭官、納地以前に、布告は見合する方然る可しとのこと。

一 英は薩と私論相合せ候よし幕人皆疑ひ居候間、此節、英は殊更用心致し、偏頗を避居候事。

英幕の嫌疑を避けん

此れは痛くも無き腹を探らるゝではなく、其實は痛き腹を探らるゝのだ。英人が故らに幕府に對して、嫌疑を避けんと焦慮しつゝある状態ふ可しだ。然も此處に英の外交の抜目なきところがある。

英米中立

一 佛は東(幕府)を重んじ、蘭は西(西藩大名)を愛し候體相見へ、英と米は偏意なく、中央に相立(局外中立)、プロイセンとイタリヤは、色々申合せども、新參

之國ゆへ、事情不貫不足取。

此れは對日本列國使臣等の態度に就て云ふ。英は恒に薩長に結び、或る程度までは、薩長を教唆して、幕府を打倒せしめんとしたが、然もいざとなれば彼は局外中立を宣して、幕府側にも相應の色目を使うてゐた。英國側では總ての幕臣と云はざるも、其の若干一例せば勝安房守一とは、恒に隱然氣脈を通じてゐた。

布告文體の注意

一 御布告案文簡にして、外國布告之體にかなひ候得共、原文之書法を示し可申とて、筆者書認附て言、案文之末に未定之語不宜、是は抜取可被成。其

餘布告之本文、如何とも日本體に適ひ候様、御認可置。原文と全不合體裁

至極宜敷、原文直譯と全合候ては、英人之指示と被疑可申、大意違ひ不申候

は、本書に天皇と被仰候とも、詔書之語御加相成候とも、構不申。尤布告之

體には、放膽形容之語句不宜。たとへば後藤が建言中に、洗といふ字有之、

此等は形容之文字にして、改とか除とか申字に可致、當り前有用之語に可致

儀に御座候。

薩藩
薩藩中の謀臣

此れは寺島が案文を示したるを、更らにサトウ等が添刪し、別に原文を作爲して示し、而して直譯體となれば、其の種子の出處が暴露せらるゝから、それを參酌取捨して、意譯として、發布す可しとの注意をしたことだ。記して此に到れば、サトウ其人の如きは、薩藩に取りては、帷中の謀臣の一人であるかの如く見做さるゝも、致し方あるまい。

【110】 大久保一藏、寺島陶藏往復書簡(二)

寺島より大久保への書簡は、猶ほ前文よりつゞく。

副署無用

一 布告文には、主上之御名一つ、御印一つあるのみにて足り申候。其外に總裁より大名の名印は加ふるに不及候。

此れは外國に對して、大政改革の件を告示するには、御名御璽にて足るとのこと。果して然らば總裁、議定等の副署は無用だ。されば松平春嶽や、山内容堂等

が記名調印を拒むも拒まぬも、問題ではあるまい。〔參照 七、八〕

幕の逆襲
計畫

一 幕之内存を察するに、官爵、土地は決して歸し申間敷、却て兵營修復の様子を見るに、逆寄可致、從來之通にて、安閑として彼より官と地を歸すを御待被成候事は、萬御甲斐無之。

此れは英人側で幕府は決して辭官、納地など爲すものではない。彼等は寧ろ朝廷に對して、逆襲を企てつゝあり。それは兵營修復の事實に徴しても知る可しだ。

されば今更ら手を拱して、其の來らざるを待つは、飛んでもなき見當違ひであるとのこと。

幕のみ納
地の不當

幕領のみ削り、他之候領を不_レ差出候事、外國人には至當と不_レ被_レ存候。

此れは第三者から見れば、至當の見解だ。然も今や朝廷では、之を徳川慶喜に強ひつゝあるのだ。それは之を以て彼の恭順の試金石としつゝあるのだ。

寺島註脚

尙ほ寺島は上記に付て、左の如く註脚を加へてゐる。

此説は兩人(ミットフオド、サトウ)之間に、政府附之土地幾許と定りあつて、京師

より御預に相成候處ありやと申に付、能存不申候得共、豊臣氏天下平定之後、徳川氏は其儘皆取り候。京師へ御宛行は限り有之、差上候得共、京師より被宛行候分幾許と定り候事、承り不申候と答候處、本文之説を申聞候。

とある。實を云へば、日本國中、皆な皇家の統治あらせらるゝに拘らず。皇家より將軍、大名へ御附與ではなく、只だ將軍より若干の御料地を、皇家へ獻納したるに過ぎないのが、當時の現状であつた。乃ち徳川氏に向つて、納地の厲行強制の如きも、その反動と見る可きものだ。

政體變革
失敗前例

一 政體變革之致方は、萬國にて仕損じたる經驗、御見合可被成方尤宜。

衆議方法

此れは世界に於ける前例に徴して、其の失策を繰り返さぬ様とのこと。

政務局長
單一論

衆議と申者は、幕も諸侯も残り無御加可被成。尤小諸侯を大諸侯より夫々兼帶致し候間可然。

此れは會議に就て云ふ。固より原則としては、斯くある可きもの。

今日政務局々、取扱之頭は、唯一人命せらるべし。二人必不宣。局々には外

國掛之類也。尤其下之屬吏は、頭吏代り候ても跡に残り居、舊例可取行事に御座候。

此れは各局の長は、一人にて然る可し。之を二人とするは責任の所歸を散漫ならしめて宜しからず。長官は更迭するも、その以下は依然在職、舊例に仍りて其の新任の長官を補佐す可しとのこと。

右之通申出候に付、無御見合申上候。尙御詮議之所、被仰聞候様奉申上候。以上。

十二月廿一日

寺島陶藏

大久保一藏様

大久保返
翰

此の書簡に就て、大久保よりは左の返書を與へてゐる。

貴翰今朝拜見、サトーに御談判之趣、委曲承知いたし候。然處段々運兼候次第も有之、暫時之處、御見合之筋に、朝議も相決候。何れ内輪之御治定、第一之事候に付、猶於此方、盡力之次第も可有之候間、左様御得心可被下候。

一〇 大久保一藏寺島陶藏往復書簡(二)

左候てサトウ方へ別紙之趣を以、今一應御質問、克々彼之口氣御聞取可被下候。何分御懸合申越候迄は、御滯阪模様相分次第御通可被下候はゞ、兩三日中には、尾越周旋成否相分可申候。此段御答旁艸々如此に御座候。以上。

十二月廿二日

大久保一藏

寺島陶藏様

内輪の御治定とは、所謂る尾越周旋の件だ。尾越周旋の件とは、尾州慶勝、越前春嶽兩人にて、辭官、納地の問題を解決するや否やの件だ。別紙は今や佚して傳はらず。然も次に掲ぐる寺島の書簡により、之を推知することが出来る。

【一】 大久保一藏、寺島陶藏往復書簡 (三)

要は只二條のみ

寺島は大久保の命を承け〔參照 一〇〕英國公使館員ミッドフォード、通譯官サトウと面會の上、十二月廿五日付にて、左の一書を送つた。

去廿三日曉貴書〔參照 一〇〕相達拜見仕候。即日サトウに書面差出、遊歩之序參り吳候様申遣候處、昨日午後三時、筆官ミットホルト同道にて差越候に付、彼仰聞候六個條之件々、一々詳に解き諭申候處、右答に、細事は申上候に及ばず、唯二ヶ條之事にて、十分に御坐候。其餘彼は申上候ても、無用に屬し可申候旨承候間、右二ヶ條、別紙申上候通に御坐候。以上。

十二月廿五日

寺島陶藏

一藏様

侍史

所謂二個條

此れにて大久保より申越したる別紙〔參照 一〇〕の佚したるに拘らず、其の内容が推知せらるゝ。即ち大久保は六個條の質問を與へたるころ、相手方は、二個條にて澤山である、其餘は云ふに足らずと返答したことが判知る。而して其の所謂二個條は、左の如く寺島が書き送つた。

別紙

一一 大久保一藏寺島陶藏往復書簡(三)

一 朝廷より御布告相成候手續は、先幕に、諸國公使を京師に差遣候様御達相成候事。

此一個條にて、布告之手續十分に御坐候。京師に公使等に參れと幕より申遣しに相成候は、最早公使等は、政權朝廷に移り候様信じ可申候。此れにて一切の政權移動の事實が、諸外國公使の前に證明せらるゝ。

京にて應接所御手當に相成居不申候とも、又は外國掛り之御方治定無之とも、又は諸港にて諸奉行未だ必ず朝命に従ひ不申候とも、其餘瑣細にも、御手都合御心配及不申。唯幕に右之段御達に相成、若幕より公使等へ其旨を傳へ候はば、何事も皆朝命に歸し可申儀と外國人は信じ可申候。

此れにて足る。その大綱さへ示せば、細目は他日を俟つも、未だ晚しとしないとの意。

幕府取次の要

若又幕に不被仰候て、直に上京致せと、公使に御達に相成候とも、幕より上京を妨げ可申候。いづれ幕取次之處、肝要に御坐候。

當時徳川慶喜は、大阪城に在り。而して會、桑は勿論、旗下の親衛、直屬の傳習隊、而して譜代諸藩の兵士等、其の周邊に群集し、正に是れ虎踞龍蟠の勢ひを占めてゐた。されば如何に朝廷を主權の存在所と認めたる英國公使でも、此の幕府を無視して、直ちに入京することを顧慮す可きは當然のこと。況んや其他をやだ。されば此の如く先づ幕府を経由して、入京の命を傳ふ可しとのことを答へたのであらう。

佛國幕府を助けず

一 王師起り候節、孰れ之方にも、外國より決して應援可致義無之、殊に佛人幕を助候義、萬々無之候。

佛帝近日甚だ多用に有之、且假令佛艦唯一艘のみ。逆も日本にて、應援致すの餘力は無之候。萬一も其氣指し見得候は、直に他之條約諸國より差留可申候。

大久保等安心

此の一項が、本來大久保等に取りては、頭痛の種子であつた。即ち佛幕の干係如何、佛は幕を援助するの虞れなき乎と。此れは當然と云はんよりは、必然の疑問

だ。何となれば幕は全く佛を恃たのみとした。而して既に大阪より閑老板倉伊賀守は、江戸の同僚に向つて、佛國教師を至急招致しきふせうちの書簡を發したるほどであつた。而して佛國側でも、幕府とは親類筋しんるうすぢの交際をしてゐた。然もミットフオド、サトウ等は、佛帝多事、手を日本に伸ばすに違いとまあらず、現地に於ては、佛艦ぶつかん只だ一隻せき、到底物ていぶつにならぬと保障した。惟おもふに此れが爲めに、大久保等は、定めて安心の胸をさすつたであらう。諸外國の嚴正中立げんせいちゅうりつが、確保かくほせらるゝに於ては、征幕せいばくの師を起すも、今は何等の心配もなく、掛念けんねんもない。只だ其の時節到來の機を待つのみだ。

第三章 徳川慶喜の外使引見

【一】 徳川慶喜と外國使臣

對外關係は幕の強味
朝廷側に於ても、大號令だいがうれい喚發くわんぱつの曉あけに於て、難題の一は、對外干係であつた。従つて其の措置そちに就ては前記の如く、それぞれ評定する所あり(參照四一八)、而して特に大久保一藏の如きは、寺島を以て英人とそれぞれ内輪うちわの意思いし疏通そつうを謀り、且つ其の意見を聽取する所あつた(參照九一一)。然も幕府側に取りては、對外干係は、寧ろ其の強味であつた。それは朝廷では外交は全く未熟と云はんよりは、全く不熟であり、而して幕府側は、癸丑甲寅以來兎も角も實地演習じつちえんしゆを仕遂げ來りたる十五年間の經驗と、歴史とを有するからだ。

幕府の對

今や幕吏等は、之を利用するに於て、決して拔目は無かつた。而して幕府と親類

外關係利
用

ロツシユ
の勸説

筋なる佛國公使レオン・ロツシユの如きも、亦た窺かに懲誦する所あつた。當時、兵庫開港(西曆一八六八年一月一日、慶應三年十二月七日)其他の用件の爲めに、英、佛、米、蘭、伊、普の六國公使等は、大阪に在つたが、老中に向つて、日本政體變革したる上は、將來何れの政府を對手として、外國事務を取扱ふ可きかを訊うた。而して佛國公使ロツシユは、私かに老中に説いて曰く、日本將來の形勢逆睹し難し。須からく今日に於て、外國事務は徳川氏に於て取扱ふの權利を、外國に認めしむ可し。而して老中松平豊前守等も亦慶喜に勸めて曰く、今日に於て外國の援助を失はば、由々しき大事だ。宜しく従前の如く外交の局に當る旨を、諸外國に通告すべしと。何れにしても内外より此の勢力を把持し、若しくは利用せんことを慶喜に勧めたが、慶喜の心が、幾許の程度に於て動いた乎、將た全く動かかなかつた乎は、姑らく措き、事實はその通りに行はれた。徳川慶喜は、約四十年後に於て自ら述懐して曰く、

慶喜述懐

予は板倉伊賀守に向ひて、「最早萬機の政、總べて朝廷にて御取扱あるは、當然

の事ながら、朝廷には未だ外國事務を處置し給ふ設備なければ、若し各國公使等より主權者はいづれなりや、外國事務はいづれにて取扱はるゝやと問ひ合せ來ることもあらば、困難なるべし」といひ合へりしが、其頃佛國公使ロセスは、我が外國奉行の一人に向ひて、「本國政府の命令は、何處までも幕府の爲に盡すべしといふにあれども、幕府若し政權を失はれては、左様にもなし難し」といひしより、此處にて佛國の同情を失ひては、由々敷大事なりとて、議論沸騰せしことあれば、其結果にて、此書(按ずるに慶應三年十二月十六日六國公使引見の際、徳川慶喜の口演書)は發せられたるならん。

と云ひ、専ら佛國公使の勸説に重きを歸してゐる。

當時松平豊前守は、助力を得んが爲、外人に渡すなりとて、何か委任狀のやうなものを認め來りて、予の決を仰ぎたる故、予は「彼等は固より外國人なれば、決して力にすべからず」とて、其書を見るにも及ばず、斷然制止せしも、豊前守は中々承服せず、「もはや御指圖を受け申さず」と、塚原但馬守と共に憤

松平豊前
の外國依
頼案

然として退坐せるより、予は板倉を呼びて、「豊前守はしか／＼申し立てたり、困つたものなり」と、共に嘆息したることありしが、今此書を見るに、国内の事情をも、悉く打ち明けて記しあり。外人に對してさる事あるべき筈のものにあらず。當時予にして一見したらんには、決して斯かるものを渡さしめはせざりしものを。豊前守の剛愎に腹立たしくて、書附を見ざりしこと、今にして思へば、誠に手ぬかりなりきと、後悔せり。（昔夢會筆記）

此れは後日の徳川慶喜としては、寔に最上の申譯である。されど當時大阪城中、武力解決派に對抗上、凡有る手段や、方便を用ふるの場合、又た用ひざるを得ざる場合に於て、果して此の後日譚の如くであつた乎、否乎は、姑らく之を疑問として置くことが、恐らくは安全であらう。

【一三】 佛英公使と徳川慶喜

英使の謁見申入

實を云へば外國公使との會見は、未だ必らずしも積極的に徳川慶喜からのみ要めたのでなく、外國公使の方からも亦た要められたのであつた。彼が大阪城に到着するや否や、在阪の英國公使パークスは、其の當日即ち慶應三年十二月十三日、（西曆一八六八年一月七日）板倉伊賀守へ向け、「大君殿下只今當地え御著來被爲在候由に付、拙者に御用向御座候はゞ、明朝御都合宜敷刻限に登城いたし、御伺可申上存候間、可然御取計願申候」と申向けてゐる。而して板倉よりは即刻、「早速上様の言上および候處、謁見之義は、御申越無之候共、從是可申進思召に被爲在候。去ながら御著早々之事ゆへ、御登城日限之義は、何れ從是可申進との御沙汰に有之候」と答へてゐる。されば會見は双方の合意で出來たのだ。而して慶喜は、十二月十四日午後三時より佛國公使、同十五日午前十時英國公使を引見するととなつた、此の如く佛國公使を先にし、英國公使を後にしたるは、幕府が兩國に對して、自から親疎の差別あつた爲めと見るの他はあるまい。詳に云へば先づ親類筋のロッシユから、種々助言を聞きたる上、更らに英國を首として、

最初に佛使を引見せんとす

英使押懸
登城

自餘の外國使臣をも引見するつもりであつたものと察せらるゝ。
然るに氣早やなるパークスは、其手には乗らなかつた。其の事情は在阪の糟屋筑
後守、石川河内守、川勝近江守等の連署にて、在江戸の同僚へ與へたる十二月十
日附の書中に、

然ば昨日(十三日)上様御著阪相成候否、英公使より書翰を以、御用之義も有之
候。今明日何時たりとも登城可仕旨申立候に付、即日伊賀守殿より、謁見日限
之儀は、猶是より可被仰入旨、御返翰被差遣、本日第三時、佛公使に拜謁
被仰付、明十五日第十時、英公使に拜謁可仰付旨、御書取を以被仰出、佛
公使本日登城いたし、拜謁居候處、英公使義押懸け登城いたし候に付、兩公使
一同拜謁被仰付、米、芋、伊公使等にも、追々拜謁可被仰付事に御坐候。
とあるを見て知る可しだ。此の如くパークスが押掛け登城、押掛け謁見をしたる
所以は、彼が佛國公使に先鞭を著けられたる爲めだ。今ま慶喜の語る所を掲げん
に、

英佛公使
先後争ひ

兩人激論

其中に各國の公使が逢ふといふことがあつた。それで佛が先へ出るとか、英が
先へ出るとか、大分先を争つた。其時分にロセス(ロッシユ)の方では、色々日本
の爲になることを密に申し上げたいから、どうぞ内謁をしたいと斯ういふとであ
つた。宜しいと言つて、内謁でロセスに逢つた。色々話をして居ると、パーク
スが、ずつと遣つて來たんだね。どうもどういふものか、私も外國のことには
慣れぬから、喧嘩でも出來なければ宜いと思つて居ると、頻にロセスとパーク
スと議論を始めたのだね。けれども私は議論は分らないから、黙つて居たが、
それが濟んでから、鹽田三郎―ロセスの通辭に、あれは何だと訊ねた處が、一
向沙汰もなくて、お前が先へ出て挨拶をするといふ理由はないとパークスが言
ふ。それからロセスは、斯う〜と頻に論じ詰めた。處がなか〜激しくなつ
て、一番しまひに、さすがにロセスは才物で、パークスに、お前こゝを何の場
所と思ふ。大君へ拜謁する場所ではないか。拜謁の場所で、さういふ議論は、
甚だ失敬だと言つたんだ。それでパークスがつひと止めてしまつた。斯ういふ

ことを鹽田から聽いた。「昔夢會筆記」

此の事に就ては、別にサトウの記事がある、それは他の機會きくわいに於て語るであらう。何れにしても佛、英公使が、宛あだかも佐々木、梶原宇治川先陣の争ひをしたのだ。

【一四】 六國公使を大阪城中に引見す (一)

引見次第

公式の謁見、即ち大阪城中に於て、各國公使引見の次第は、左の如し。

十二月十六日

御黒書院御上段

立御

各國公使一同出座

佛國公使口上振、佛文讀之

鹽田三郎譯之

上意

若年寄讀之

鹽田三郎譯之

重て上意有之

各國公使とも別に面會致し度候はゞ、用閑之節面會可致旨同人譯之
畢而入御

右畢而於殿上間、御茶、御菓子被下之。老中若年寄出座

將軍格式
保持

此の如く政權返上、將軍職辭任と申しつゝも、依然たる公方くぼう様の態度、格式もて各國公使に臨んだ。而して其れは、佛、英、伊、米、普、蘭六個國公使であつた。今ま佛國公使が一同を代表しての演述えんじゆつを記せんに、

佛使演述

此度日本政體大に變革へんかくする場合に至て、條約濟各國公使共申述度旨趣しゆは、是迄上様（慶喜を斥す）勲勵信義を以て、右條約無相違被爲遂候を、忝かたじけなく致感服候。

然るに當時在阪之各公使に於ては、現在互に政體を討論することには、一切關係無之、只望む所は、政體堅固に被立、國民歸服し、外國に對し、信義を不失之事に候。且又本國之事務に付、引合用向有之時は、何れ之政府え引合すべきか、公然之吹聴有之候は、當然之義と存候。依之上様に於ては、右之兩條諒察被爲在、此以後何れ之政府え諸事引合べきを、無遲滯吹聴被成候様望之候。

譯文を慶喜に上る

此の如く諸國公使は、決して日本内地の政體論には、容喙せず。一切局外傍觀するが、今後何れの政府を相手として、交渉をす可き乎、それを速かに明白に示されたしとのことだ。此の譯文は、板倉伊賀守が請取つて、讀み了つて慶喜に上つた。之に對して、慶喜の語る所は、極めて長く、且つ詳かである。

慶喜答辯

我祖宗東照公日本國の政體を立し事、大綱立ち、萬目舉り、貳百餘年、上天子より下庶民に至るまで、其徳を尊び、其澤に浴せざるものなし。然るに宇内の形勢一變し、外國と條約を結びし以來、全美の良法も、虧缺あるを免れず。余

政權奉還

繼續の始より、此事を熟考して、京師と協議し、此法を改革せんとす。これ他念あるに非ず、偏に憂國愛民の赤心より、余が祖宗以來傳承の政權を擲ち、廣く天下の諸侯を聚め、公議を盡し、輿論を採りて、余國政府の建法變革を定めんと、信約を以て朝廷に寄せたり。

此れは慶喜其人が自發的に、天下の形勢一變に對し、其の機宜に善處せんとの爲めに、大政返上の舉に出でたる所以を明にす。而して曰く、是れ他心あるにあらず。偏に憂國愛民の至誠より、一念發起此に到りしものなりと。

謹斥公卿の入換り

此鴻業を成ん爲、先帝(孝明天皇)より遺命ありて、幼主(明治天皇)を扶翼するの攝政殿下(二條齊敬)、宮(賀陽宮朝彥親王)、堂上方數名、余が政權を歸する事を諾し、乍去諸侯の公議相決する迄、諸事は迄の通り、政權を執行ふべしとの勅令なるにより、専ら其會議の期を待ち、斷然其席に臨まんとせしに、豈料らんや、一朝數名の諸侯兵仗を帶して、禁門に突入し、先帝顧命の攝政殿下をはじめ、宮、堂上を放逐し、先朝謹斥の公卿等を引入て代らしめ、最前勅命の旨を變

じ、公議を待たず、將軍職をも廢止する事に至れり。

徳川氏側から見れば、是れは事實の直叙にして、決して曲筆と云ふ可きものではない。但だ問題は、斯る内輪の出來事を、慶喜其人の口から外國公使に、公式の席上に於て、語る可き乎、否乎である。然も單に事實其物から見れば、事實を事實として語り、事實の觀察を、事實の觀察として語りたるに他ならない。

【一五】 六國公使を大阪城中に引見す (二)

徳川慶喜が、六國公使への答辭は、以下につゞく。

旗下譜代の憤激

余が旗下、譜代の諸藩大に憤激し、日本の大法を壞り、皇國民心に背きし暴戾の罪を責め、兵を擧るの外他なしと、日夜余に迫れり。

此れも事實其通りだ。

然れども最初政權を放歸せしは、畢竟上下の人心を、一和する爲なるに、右様

の過激に及は、素志にあらず。

放歸とは失體の言だ。將軍たりとも臣下である。臣下が君主に對して、放歸(復古記には投歸に作る)するとは、餘りに無禮の文字だ。恐らくは是れは慶喜其人の本意ではあるまい。大義を辨せざる幕吏の手稿であらう。

禍亂を避る策

假令如何なる正理ありとも、余より亂階を醸す事、決然爲すに忍ざる處なり。故余此禍亂を避んが爲、一と先下阪に及びしなり。

慶喜下阪の理由は、固より此の通りだ。此れは決して飾辭ではない。

兇暴見るに忍びず

然れども此事他人より視る如き事情にはあらず。余が國を愛、民を愛する情より、彼兇暴の所業を視るに、幼主を挟み、叡慮に托し、私心を行ひ、萬民を惱ますは、見るに忍びず。何分國之爲に辨論せざるを得ず。萬一異見の向をも告諭し、公議輿論を問ひ、偏に我國の隆治を祈る。是祖宗東照公愛民の餘靈に依り、先帝の遺志を繼がんと欲して、天下と同心協力して、正理を貫き、事實を遂、公義を定めんと希ふの外他なし。

慶喜争闘心

此れでは如何に平心に見るも、徳川慶喜は、朝廷に對して恭順せんとするものでなく、何等かの手段もて、抗議し、若しくは反抗し、若しくは争闘せんと欲する意向分明だ。一步を進めて觀察すれば、討薩の檄文の主旨は、業に既に此中に包有せられ、含蓄せらるゝと云ふも、強ち牽強附會の説ではあるまいと思はる。

内政容喙拒否

就ては余が國と和親の條約を結びし各國は、國內の事務に關係するに及ばず、都て條理を妨ぐる事なきを要す。

此れは各國使臣に向つて、我が内政に容喙する莫れと云ふのだ。斯く云ふは、今後の内争を豫期し、先知しゐる爲めと斷するも、不可なからん。

外交處理舊に依る

余既に條約の箇條殘る處なく履行ひしなれば、猶此上とも令譽を失はざる様、各國の利益を扶け、追々全國の衆論を以て、我が國の政體を定るまでは、條約を履み、各國と約せし諸件を、一々取行ひ、始終の交際を全するは、余が任にある事なるは、諒せらるべし。

慶喜不似合の措置

此れは外交一切の事は、慶喜自から責任もて、之を處理するが如き口吻だ。此れでは大政返上も、政權奉還も、全く事實と相違することゝなる。

之を要するに、慶喜其人の時事に對する胸裡の憤懣や、懊惱はさることながら、それを其儘尋常なく外國使臣に開陳し、其の同情を要め、若しくは其の諒解を請はんとするが如き口吻あるは、潔きよく政權を奉還し、潔きよく二條城を立退きたる慶喜其人としては、頗る不似合の措置と云はねばならぬ。されば當人も、四十餘年の後に於て、「當時予にして一見したらんには、決して斯かるものを渡さしめはせざりしものを、豊前守の剛愎に腹立たしくて、書附を見ざりしこと、今にして思へば、誠に手ぬかりなりきと、後悔せり」と「參照 一二」懺悔したるを見れば、此上追責する必要もあるまい。

以上の上意書は、板倉伊賀守より佛國公使へ之を渡した。

それより慶喜は各國公使銘々へ、それぞれ挨拶をした。

佛公使に

銘々への挨拶

不相替親睦致し度候。陸軍之儀も宜。

英公使に

不相替親睦致し度候。海軍之儀も宜。

伊太利公使に

初て面會大慶、此末共各國公使同様宜。

亞米利加公使に

不相替親睦致し度。先頃使節差遣し候節も、厚く世話致し吳、大慶、本國政

府に宜。

李漏生(普魯西)公使に

初て面會大慶、コンシユル勤候節より、名前聞及び、今般面會満足、其國強國

と相成候由。

此れはフォン・ブランドだ。

蘭公使に

舊來之交義、此末とも親睦之程、開陽丸も出來取大慶。

以上の如く挨拶済んで、

御復坐

上意有之

各國公使退座

各國公使共別に面會致度候はゞ、用閑之節面謁可致旨、一同に御會釋。

各國公使退坐。畢て入御。右畢て於殿上間、老中、若年寄出座、各公使へ御

茶、御菓子被下之。饗應。

畢て退引。

依然將軍氣分

此の如く大阪城中に於ける引見は、其の形式に於て、何等徳川慶喜將軍在職の當時と殊なる所は無かつた。乃ち大阪に於ける彼は、依然たる上様であり、公方様であり、將軍様であつた。而して周邊の形勢が此の通りであつたから、自然慶喜其人の氣持も亦た其通りであつたものと察せらる。

【一六】 サトウの側面觀 (一)

サトウの觀察記
 話頭は聊か傍徑に渉るも、サトウの觀察記を掲ぐる必要がある、當時サトウ (Ernest Satow) の位置は、單に一通譯官ではあつたが、其の交渉は幕府側は勿論、各藩の有志者に及び、殊に薩長二藩士とは、特別の關係を持つてゐた。されば彼の所記は、外交に於ける裡面の消息を傳ふるに於て、尤も信憑するに足るものがある。

慶喜の下阪

一月七日(慶應三年十二月十三日)大君其人に就ては萬事休した。其の朝森山—和蘭陀通事にして、老中と各國公使の間の通譯者—來りて、慶喜の京都退去を告げた。予は當初佛國公使を引見す可く下阪するのであらうと推した。然るに森山は曰く、否、否、彼は將軍職を剝奪せられて、此處に來るのだと答へた。彼は四五日以前から下阪のつもりであつたが、姑らく延引を勸告せられ、然も今や彌よそれを實行することとなつた。

在阪徳川兵の状況

森山は森山多吉郎だ。流石内地の事情に精通したるサトウも、此報には一驚を喫したるものと察せらるゝ。

我等(サトウ等)は、慶喜到著の待ち設けを見る可く出掛けた。傳習隊の小隊は、大鼓を先にし練り行きつゝある。野砲は狭き街衢を一掃せんばかりに引き出されてゐる。我等は銘々防寒の爲めに、武勇らしくない風體もて、其の頭首を掩ふ可く、被物を著けたる凡有る服裝の兵士を見た。

我等は川端の料理店に赴いた。此處は春の頃には、我等は日本料理の饗應を享けたるところにして、今や會津人が、一杯満ちてゐた。而して其の武器は、屋外に並べてあつた。

サトウ會津家老と面會
 其中には會津の家老が居た。予は彼に面會した。彼は大君の下阪は、禁裡の御門側にて、戰爭するを欲しない爲めである。而して重なる大名共は、何れも莫迦者である。薩摩は腕力もて、其の企謀を達せんとし、土佐は寧ろ言論に依頼せんとするも、兩者の目的は一である。大君と薩摩との間を調停せんと努力し

たのは、加賀でなく、土佐であると云ふた。

會津家老の何人なるを明示せざるも、會津家老としては、斯く云ひさうに思はる。

會津家老談

彼(會津家老)は日本の政體に就て、多く語つた。若し實行が出来れば、後藤の所謂公議政體も、面白い案だ。けれども國民は未ださる大改革を行ふ可き程に成熟してゐない。

此れは會津家老の談話。

久保田に會ふ

ミットフオドと予は二時比から其處を出掛けて、將軍下阪の準備を見物す可く、他方面に赴いた。而して京都街道筋の京橋附近を徘徊した。最早大君の到着も間もなきことと見受けられた。此處には甲冑を著け、鮮美なる色彩の陣羽織を被り、兜を頂き、鎗を携へたる兵士が群がりゐた。而して此處には大君の傳習隊長久保田千太郎が、其の同僚と與にゐた。其の一人は、ミットフオドに向つて、彼等は何れも勇敢決死の士であることを、まづき日本語で話した。

サトウ久保田問答

予は久保田に耳語して曰く、勇敢の士は、斯る風情にて退却はしないと。予は、大君は禁闕の下にて戦ふを欲せず、萬一にも天皇の玉體を侵し奉らんことを憚りてとの申譯を繰り返した。

予は更らに大君は禁裡の守衛を閑却す可らざる旨を告げたるに、久保田は此れは天皇の御命なれば致し方なしと舉示した。予は然らば天皇より互ひに戦ふ可からずとの命あらば、それに服従す可きではない乎と諷示したところ、其の返答は曖昧であつた。曰く然り、大君は左もあらむ。されど大君の臣下は其通りには參らないと。

此れは徳川慶喜の大阪來著を待ち受けつゝある際に、サトウ及び傳習隊長久保田千太郎との問答だ。此れを見ても幕府側諸兵士の敵愾心を、卜するに足るものがある。

【一七】 サトウの側面観(二)

慶喜大阪
著

サトウ等は漸く前將軍慶喜の大阪到着を迎へた。

我等が城濠に傍うたる市街の端に到る比る、氣を附けの喇叭が轟き、傳習隊の長列が進行し來るを見た。我等は華麗な陣羽織を著けたる人と向ひ合ひの側に、その隊の通過するまで立つてゐた。その次には遊撃隊が、奇妙なる風態をなし、或者は黒、若しくは白の毛が氍々、其の背の中邊にまで達する鬘を被りたる兜を頂き、或者は普通の兜を頂き、若しくは水鉢形の陣笠、若しくは平帽などを頂き、或は長槍、或は短槍、或はスペンサー銃、或はスウイス銃、或は火繩筒、或は單に双刀を帶ぶるものなど、其の服装も、武器も、皆な思ひ思ひの出立であつた。斯くて靜肅の場面が出で來つた。總ての日本人は、騎馬の一隊が近づくと共に、下坐した。それは慶喜及び其の隨員だ。我等は墜落したる大人に向つて脱帽した。慶喜は黒き頭巾を蒙り、而してその下に普通の軍

慶喜服装

福地源一
郎の記事

帽を著けてゐた。其の容貌は如何にも疲困し、且つ悲愁を帯びてゐた。彼は我等を認めなかつた。彼の評議役たる伊賀守(板倉)や、豊前守(松平)等は、引續き來り、我等の敬禮に快然點頭した。會津及び桑名藩主も、一行中にゐた。それから又た他の遊撃隊が來り、而して最後に多くの傳習隊もて終つた。慶喜の大阪到着に就ては、當時職を幕府の外國掛りに奉じたる福地源一郎は、斯く記してゐる。

諸人皆憤
懣

十二日の夜に至り、前將軍家には、唯今二條御城御立、會津、桑名其外役々御供にて、明朝御著阪との急報あり。十三日の朝余は奉行等と共に、府外まで罷出で、御出迎申上たるに、前將軍家を初とし奉り、一同馬上にて御渡あらせられたり。(御疲勞の體とは聞たれども、我等は地上に平伏して、頭を擽ること叶はざれば、尊顔を拜するを得ず。御容體を詳にするを得ざりき)是よりして大阪城内は、雑沓を極め、御玄關より大廣間、柳の間に掛ては、會津、桑名の兩藩これに詰切り、其外扈從の幕兵、皆御城内に詰合たれば、殿上の間、御白書院、御廊下等の御坐敷を除

くの外は、都て宿陣の體に一變し、諸人皆憤懣して、殺氣を帯び、兵戦に訴へざれば、其怒を釋くべきの期なしといふ色を顯はしたりき。「懷往事談」此の如く福地は折角出で迎へても、慶喜の顔色を窺ふことが出来なかつたが、外人のサトウ等は、之を熟視することを得たのだ。而して偶然にも福地の所聞を裏書した。

話頭は再びサトウの記事に返る。

パークス
出迎

我等は行列の終りと共に、それが入城を見る可く、先廻りをした。而して途中にて我等の長官(パークス公使)に出會した。長官は其人の没落には、其力の及ぶ限りに於て寄與したる、その慶喜を見る可く出掛けて來たところであつた。

流石にサトウは、無心に春秋の筆法を揮ふてゐる。慶喜をして此の如き窮地に陥らしめたるものは、サトウの言を待つまでもなく、實にパークスの力與りて大に居る。

慶喜大阪
入城

城濠の橋を、縦列行進したる光景は、色彩燦爛たるものがあつた。而して行列

は大手門より城に入つた。大君を除くの外は、何れも下馬した。雨は斯る場合にふさはしく降つた。

此れが徳川慶喜の京都下り、大阪入城の一齣だ。如何にも當時の光景が、ありありと眼中に映ずる。記して此に到れば、何人か徳川慶喜其人に對して同情せざるものあらんやだ。彼は實に奇しき運命に翻弄せられたる、幸運にして且つ不幸運なる歴史的悲劇の主役の一人であつた。

【一八】 サトウの側面觀 (三)

パークス
の會見申
出

實用以外に、殆んど何等の用捨なきパークスは、只だ一刻も速かに慶喜と會見を急いだ。

長官は、頗る予自身の感情に反して、明朝將軍慶喜と會見を主張した。予は慶喜を大君殿下として、その書面を送つた。然るに返答には上様と記してあつ

た。上様とは徳川宗家の主が、將軍の任命を朝廷より宣下せられざる以前の尊稱だ。

慶喜憶病者ならず

慶喜を憶病者と咎むるは、困難である。何人も未だ曾て彼に就て斯く云ふたものは無い。而して恐らくは彼は其の軍隊の勇武に信用を措く能はなかつたのであらう。徳川宗家の長を加へざる新政府が、成功を期す可きや否やは、誰れしも逆睹し難きところだ。彼を大名の列に措くか、左なくば彼を覆滅する乎、二者其一に居らねばならぬ。慶喜の敵は、恐らくは彼を覆滅するの策を採つたものと思はるる。

此れはサトウの觀察だが、先づ中らざるも遠からざるもの。何となればサトウ其人も亦た或る意味に於ては、若し討幕と云はずんば、少くとも倒幕側の帷中の謀主の一人であつたからだ。

慶喜パークス引見謝絶

慶喜は翌日(慶應三年十二月十四日、西曆一八六八年一月八日)長官(パークス)を見ることを謝絶した。而して會見を延引するかの如く見えた。

此れは先づ佛國公使を見て、而して後英國公使を見る可き順序となつてゐたからだ。申す迄もなく佛國公使と幕府とは、親類交際であつたから、佛國公使も、所謂お爲め筋の進言を做す可く、双方の申合せにて、斯く取り計つたのだ。

會見再請求

一月八日の朝(十二月十四日)長官は頗る性急に焦ら立つた。而して正午頃に至り、予に命じて短簡を認めしめ、予及びロコック(Hooker)をして城に赴き、會見を取り計らしめた。發信は少し後れた。それは木場傳内(薩邸留守居)が、彼と會見の時間を示さんことを、私信もて予に要めたからだ。

外國奉行通告

三時比に至り、我等の短簡は相達し、塚原、石川來りて曰く、只今佛國公使が大君―我等は今尙ほ斯く稱する―に謁見最中だ。されば明日ならば慶喜は何時でも其方の都合で引見するであらうと。

塚原但馬守、石川河内守は、何れも外國奉行だ。此れは豫ねて幕府から其通りに定めてあつたのだ。

見押入り會

長官(パークス)が其の同僚(佛國公使レオン・ロッシュ)から出し抜かれたるを聞くや、

其の嗔恚は限り無かつた。彼は外交官として、佛國公使より高級で、其の先を占む可きものとし、直ちに其の供揃をして出掛けた。我等は篠つく雨を衝いて城中に進んだ。予は少しく後れて謁見室に入った。宛もロツシユとサー・ハリ・パークスとは、口論最中であつた。ロツシユはパークスが謁見を妨害するものとして、其の非禮を詰つた。パークスはそれでも終に彼の所懐を達した。會津及び桑名藩主が謁見して、退去の後、愈よ謁見となつた。會津藩主は、鼻先の曲りたる鰐黒面の中脊にて、瘡せたる三十二歳ばかりの漢である。桑名藩主は、醜き二十五歳ばかりの痘痕斑々たる矮小の漢だ。扱て此れから會見の模様だ。

會見狀況

老狐平山は、上様の背後に控へて、筆記の役をつとめてゐる。佛語を善く話す鹽田三郎は、ロツシユの爲めに、予(サトウ)はサー・ハリ(パークス)の爲めに、何れも慶喜の唇から出て來る言葉を、同時に通譯した。

平山は平山圖書頭にて、當時は若年寄だ。彼を老狐と稱したるは、其の容貌より

も、寧ろ其の性格が油斷のならぬ、隙間の無き、老獐の漢としての綽號であつたものと察せらるゝ。尙ほパークスとロツシユとの口論の始末に就ては、慶喜の懷舊談が、既に掲げられてゐる〔參照 一三〕。元來パークスは、其の青年時代から東洋生活、否な専ら支那生活をなしたるものにて、其の作法も自から洗鍊せられず、且つ性格怒りつぽく、殊に自から優越感もて他に臨む風ありたれば、時としては其の下僚さへも、困却したものと察せらるゝ。

【一九】サトウの側面觀 (四)

慶喜談話

事件は佛英兩公使の前將軍慶喜との會見に入つてゐる。

慶喜は最近數日間の事件に就き、辻褄の合はぬ話をした。一たびは朝命によりて、禁裡から彼の兵士を引き揚げたと云ひ、更らに他の朝命には隨ふを拒んだ。それは薩藩の使嗾によると感じたからと云うた。此れも彼としては自然の

ことであらう。それは朝命と稱して、彼の職を罷め、彼の參内を停めたからだ。

慶喜納地
不承諾

彼は又た内大臣の位置を辭し、二百萬石の地を獻す可き旨を諷示せられたことを語つた。けれども彼は之を受け納れぬことに決した。それは此れは彼の所有にして、彼の官職に伴うものでなく、要するに薩長若しくは自餘の大名の領地と同一のものであるからだと云ふ理由によりて。

此れにて慶喜は辭官、獻地の點に就て、其の中心頗る釋然たらざるものあつたことが判知る。或は大久保等は、その釋然たらざるものある可きを豫想して、更らに一層之を慶喜に向つて催告したるものであらうと想像することも、出來ないこととはあるまい。

二三大名
の謀企

彼は各大名を會同し、銘々の意見を自由に吐露して、而して後衆議によりて決するに先ち、二三大名によりて、豫じめ謀企する所あり、その機先を制して、彼をして此に到らしめたと感じてゐた様に見えた。要するに彼は二三大名によ

りて、一杯喰はされたと憤慨してゐた。

此れは當然の觀察だ。慶喜としては、當時に於て、正さに斯くある可きものであつたらう。

新政府成
立談

諸大名會合の企ても、只だ慶喜其人の眼中に塵埃を投入する爲めの手段に外ならざりしことは、今や明證歴々だ。

彼は會津が禁門の守護を罷められ、是迄會津の下に或る門を守りたる薩摩、藝州其他の大名が、取りて之に代り、一月三日(十二月九日)の朝、關白其他の高官の退朝の後、是迄勅勘を被りたる公卿等を、參内せしめ、同日正午に到り其の人々によりて、新政府設立の宣言は發布せられた旨を語つた。而して此れは豫て謀し合せて仕組みたる芝居にて、一切それを文書となし出來上つてゐた。勿論仲間以外には、誰にも相談はせずにと語つた。

慶喜側から見れば、正しく此の通りの觀察が當然だ。

或る時には彼は五人の大なる大名(薩、藝、土、尾、越)の意見が互に齟齬し

五大名意
見の離合

たるかの如く語り、又た他の時には、前以て彼等の意見が一致して、發令に至つたと語つた様に見えた。

此には不思議はない。事實その通りであつた。或時は意見が分れ、或時は一致した。但だ大號令發の一事は一致してゐた。

慶喜は以上を語りて後、兩公使の意見を徴した。兩人共に彼が其の政權を奉還したる彼の愛國心と、一切の問題を、公議によりて解決せんとする正義心とを、讚美した。ロツシユは尤も阿諛的に、サー・ハリー(パークス)はや、程好き加減に、而して適宜の質問若干をしたが、その返答はそれほど率直ではなかつた。彼は大阪に滞在するつもりであつた。けれども反對黨が彼を攻む可く、大阪まで押し寄する乎、否乎には、明答を與へなかつた。又た京都に於ける新政府に就ての質問に對して曰く、天皇親政は名目のみだ。京都は只今互ひに相争ひ、相鬭ぐ人々によりて占められてゐる。彼等は政治どころではない、只だ喧嘩するのみだ。

敗殘者の
觀察

此れは當然慶喜の眼中に映じたる京都の光景だ。聊か矯激の言葉はあり、而して其の觀察は正鵠を失してゐるも、敗殘者としての彼には、斯く觀察するより外はなかつたであらう。何人も自から裏切られたと思ふ者は、餘計に裏切つた者を瞋るものだ。

【110】 サトウの側面觀 (五)

サトウの
政局觀

サトウは左の如く觀察した。

慶喜は京都が無政府状態であるを語りつゝも、自身に何等の權勢ある者とは認識せず、而して自餘の大名が、果して彼の味方として來り集まるや否やをも知らぬ様子であつた。或る大名は大名會議が開催せられぬに氣を腐らして、京都を去り、或る大名は五大名が餘りに大膽の措置に氣を奪はれ、依然京都に滞在した。固より何れも慶喜側に與みするものとは思はれなかつた。

會話打切

事實概して其通りであつた。

上様は最早疲れたとのことにて、それにて會話は切り上げになつた。

如何にも氣の毒千萬だ。去る五月には意氣昂然たる美丈夫であつた彼は、今や瘦せ衰へ、其の聲さへも悲哀の音を帯びてゐた。彼は兩公使に向ひて曰く、尙ほ相談す可く重ねて會見するであらうと。斯くて外國奉行は、我等に慶喜が將軍職を罷め、此れから上様と改め稱す可き旨を記したる書付を渡した。大君ヲ變して上様となつた。

木場サト
一問答

扱も木場傳内は、予に向つて上様の計企は如何、彼は兵士を集合す可く江戸に赴く可き乎、將た所謂る狼藉者を退治の爲め京都に進撃す可く、姑らく大阪に滞在する乎を訊ひ來つた。予は伊藤によりて一切慶喜の意趣の存する所を承知しない旨を答へた。予に斯る事を告げしめんとするは、隨分虫のよき話である。

木場傳内は、在阪薩邸の留守居だ。如何に薩人が慶喜今後の態度に就て關心しつ

つあつたかは、之にて分明だ。伊藤とあるは、伊藤俊輔(公爵伊藤博文)だ。當時彼は大阪にありて、英人等と密接の交渉を持つてゐたものと察せらるる。伊藤は十二月九日大號令渙發以前に、既にサトウに向つて、戦争の已む可からざる所以を語つてゐる。(參照 A Diplomat in Japan)

外交團の
中立宣言

外交團は局外中立を守持す可く、一月九日(慶應三年十二月十五日)、其の宣言書を起草し、且つ何處の政府を相手とす可き乎に就て、告知を要む可き爲めに、普魯西公使の寓所に相會した。

譯文の決
定

佛國公使は大名(按ずるに改革派の大名)とは一切沒交渉の宣言たらしむ可く、其の最善を致した。彼の通譯鹽田三郎と予とは、銘々各別に其の譯文を製した。鹽田の譯文は如何にも幕府側に便宜なものであつた。それで兩者何れにす可き乎に就て、論議夜に入りて決しなかつた。翌日兩譯文を比較の上、長官(パークス)は寧ろ進んで佛國公使の起草したる原文を修正するに若かずとし、それよりロコックと予とは、自餘の公使を廻訪して、予の譯文に同意せしむることとした。

我等が佛國公使館にある間、平山(圖書頭)、川勝(近江守)は入來し、上様の答辭を作る爲めに、此の譯文を齎らし去つた。

案するに此の面倒なる文書が、則ち佛國公使が、各國公使を代表して、朗讀したるものであらう〔參照 一四〕。要するに佛國公使は幕府萬能であり、英國公使はその反對である。されど流石に彼は露骨に薩長鼠負を現はさず、表面は飽く迄局外中立の態度を示した。此處に其の慶喜に告ぐる文句に於て、兩者の自から相容れざる所以があるのだ。

英佛使先
後争ひ

尋で葛藤が生じた。英佛兩國公使何れを先とす可き乎の一件だ。ロツシユは單に全權公使だ。パークスは特命全權公使だ。されば其の位置から見れば、當然パークスが先を作す可きものだ。然も自餘の諸國公使皆なロツシユが先任者たるが故に、先を爲す可しと云ふ。此に於てパークスが、各國公使の首席であり、謁見の際にも、第一位を占む可き要請は、一掃せられた。

各國公使もパークスの傍若無人の態度に、聊か感情を害したる乎、左なくば單に佛國公使に丸められたる乎。何れにしても佛國公使が、その代表者となつた。

【二】 サトウの側面觀 (六)

公式謁見

此れから彌よ公式の謁見となつた。

午後三時(慶應三年十二月十六日、西曆一八六八年一月十日)全外交團は、白書院に集合した。自餘の各室は、悉く會津、桑名及び紀州が占居した。儀式は歐洲の宮廷同様に取り行はれた。上様(慶喜)の背後には、其の小姓が立つてゐた。其の左側には會津、桑名、牧野備中守、松平豊前守(此れは老中)、而して一貴人。予はOsaki かと思ふ。次には平山、塚原。その右側には御目付の人々が居た。日本では支那同様、左方が榮譽の位置だ。上様に近く伊賀(板倉伊賀守)が立つてゐた。而して外交團の口上の譯文を讀む任務が委ねられた。答辭は頗る長く上様自身に演べられた。彼は先づ其の政策を説明し、京都から退去の申譯をなし、

慶喜答辭

外交處理
舊に依る

公議の決する所に恭順なる可き決意を陳べた。彼は公使等の特に質問したる點に答へて、外人達は、日本の内輪の事件には心配には及ばぬ事、而して政體が定まる迄は、外交事務は、彼自から之に任ずる旨を述べた。〔參照 一四、一五〕外國奉行等は、今日限りの役目と掛念してゐたらうが、此れにて彼等は胸を撫で下ろしたであらう。彼等は快活になり、中には意氣揚々となつた者もあつた。謁見は一時半を踰えた。上様は其の演説の後、外國公使の一行を廻り、各個にそれ／＼數言の挨拶をした。英國公使には其の友情の繼續と共に、日本海軍の成立に就て援助せんとを希望した〔參照 一五〕。公使は華麗の言葉にて、彼の心も亦同じく上様に向つて忠實の情を湛へてゐる。而して窓を射る日光の赫灼たるは、是れ上様の前途の祥兆であると信ずる旨を告げた。此の比喻を日本語に翻譯するには困難であつたが、上様は萬事呑み込める風に受取つた。同夕上様の秘書の一人妻木中務は、予が上様の答辭を英語に翻譯することに助力す可く來訪した。

以上の會見記は、幕府側の記録と、逐一符合してゐる。之を見てもサトウの記事は、概して信憑するに足ることが判知る。

薩士黒田
とサトウ
會談

黒田新右衛門(薩士)から、予は京都布告の正文を受取つた。彼は予に告げて曰く、大名等は總て二百萬石の地の獻上と、内大臣辭官の要求に對する上様の返答を待つてゐる。彼等は他の西國大名及び北國大名の參加を期待してゐる。予(サトウ)は忠告して曰く、戦はずして已めば、それに若くはなし。然しそれが已む可らずと見ば、直ちに一撃を與へよと。彼は承諾の點頭をした。三四日の中には、大名等は、彼等の意趣を、外國公使に宣示するつもりだ。薩摩の士としては、城の番兵の側を通過して、我が公使館に來るには、少からざる勇氣を要する。それで予はその危険を除く可く、予自ら彼を訪ふ可く約束した。此れにて見れば薩と英とが、如何に親しく交際しつゝ、あつたか判知る。若し佛が幕と親類交際をしつゝ、あつたとせば、英は薩と同様だ。但だ佛は公然としたが、英は出來得る限りに於て、隠然とした。

兩派戦争を欲せず

石川(外國奉行石川河内守)は、阿波、肥前、肥後、越前、其他の大なる大名の臣下等が、薩摩派の亂暴なる措置に反對して、一般評定の召集を建白したる、即ち京都の改革派に對する抗議の文書を齎らし來つた(參照 六五册九二)。その文句から察すれば、何れの側も戦争は企圖してゐない様だ。成るほど生温き彼等の建白書は、その通りであるが、周邊の形勢は、容易に樂觀を容さなかつた。

【三】 サトウの側面觀 (七)

尾越下阪の報

サトウは更らに左の如く記してゐる。

二三日中に尾張、越前及び公家の岩倉は、既掲の辭官、獻地の一件に付き、慶喜の返答を受取るべく、下阪す可しとのことを聞いた。尾、越の下阪は豫期の事。但だ岩倉下阪の事は、全く風説であつた。

小濱兵西宮派遣の風評

上様の有力なる味方、若狭小濱の藩主酒井雅樂頭の兵士は、西宮に派遣せられた。其處には恐らくは薩、及び長の兵士が屯してゐた。

酒井雅樂頭は姫路藩主だ。此れはサトウの誤記だ。

遠藤は戦争が確かに爆發す可しとの説を作した。彼は曰く薩人一百昨夜京都から來著した。彼等は西竄から召喚せられつゝある公卿(三條實美等のこと)を護送せんが爲めに。

遠藤とは、サトウに恒に周邊の事情を報告する日本人だ。

サトウ薩士訪問

十二日(慶應三年十二月十八日)予は黒田新右衛門、木場傳内を訪ひ、外交團の演述と、上様の答辭の謄本とを與へた。彼等は阿波及び土藩の抗議提出の事實相違なきを認めて曰く、尙ほ他にも、大政返上に反對する者ありと。

徳川兵の戦闘準備

此によりて予は五藩が倉皇として他藩の到著に先ち、大事を行ふたるの理由を詳にするを得た。加賀の京都を去りたるは、慶喜を援助す可く、其の兵士を驅り催さんが爲めと聞く。今や徳川黨が戦闘準備をなしつゝあるは、明白となつ

た。紀州兵は天王寺、住吉、大阪に程遠からぬ木津にゐる。會津は大阪、京都の街道にして、京都から數マイル南なる淀城に、五百の兵を屯してゐる。而して比る徵募したる徳川歩兵の新撰組三百も、其の方面に進向した。而してその街道筋には、小隊がそれぞれ屯在した。

尾張、越前及び岩倉は、一月十八日(慶應三年十二月二十四日)來著のつもりだが、その以前に五藩が大阪に進軍し來るも、未だ知る可からずだ。

以上にて如何に戰爭氣分が、大阪に漂ひつゝ、あつたかを知るに足る。外人にさへ斯く映するほどなれば、邦人には猶更のことだ。

木場傳内は十四日(慶應三年十二月二十日)我等を薩摩屋敷に招待した。それで予及びミットフオドは其處に赴いた。其處にて今朝京都から到着したる寺島陶藏に面會した。彼は従前松木弘庵と稱したるものだ。予は 天皇が外國に對し、政權恢復の布告を發することは、即今尾張、越前が其事に専ら盡力中である大君の領地返上が實行せらるゝ迄、延引したる方が然る可しとの旨を説示した。(原註

サトウ等
薩邸に招
かる
寺島に會
見

勿論日本人との對話には、大君とは云はない。徳川とか、幕府とか呼んでゐた)本來は會津、及び桑名が、海路より歸藩す可く下阪する譯であつたが、彼等ばかりでは下阪するを好まなかつたから、慶喜が同行することとなつた。慶喜が返上する領地が、新政府財用の中樞だ。土佐から各藩一同、其の爲めに一小部分づゝ獻納の議を發したが、薩摩はそれに反對した。

天皇の告文は、古文體の日本語にて、天皇が諸侯會盟の長であり、天皇が日本唯一の君主であり、將軍職は廢止し、政府は天皇統理の下に、大名會議に委任せられ、最後に一切の條約は、天皇の名に書き換へらるゝ旨を告ぐることにした。

以上は寺島陶藏が、サトウ等に向つて、天皇告文の内容を語りたるもの。

我等は此の政狀未定の際に、告文を發表するは、大早計であり、之を延期するが當然であることに全然賛成した。

京都では奉行が撰任せられ、夜警によりて、公安の妨害者や、奪掠者を取締る

天皇告文

サトウ寺
島談話

こととなつた。

勿論慶喜の諸侯を召集して、諸侯會議を開催することは、繰り延べとなつた。諸侯會議は、從來將軍の臣下を驅り集むるものなれば、慶喜側が其の多數を制するは當然にして、その多數たるや、再び彼をして政權を恢復せしむるに至るや必せりであるからだ。慶喜側の方略は、薩摩の大膽なる一撃にて打破せられた。そは天皇の玉體が、彼等によりて擁護せらるゝに到つたからだ。

以上は寺島陶藏との談話を記し、それによりてサトウ其人の意見を附記したるものだ。寺島は寧ろ大久保等の使者として、英人等の意向を偵察し、且つ諮問せんが爲めに下阪したるものと察せらるゝ。

【三】 サトウの側面觀 (八)

慶喜サト

一月十五日(慶應三年十二月二十一日)長官(パークス)は上様(慶喜)から諸侯會議に關す

ウ新政體
問答

る彼の計企や、政府の新政體等に付き、其の意向を釣り出す可く、登城した。然るに彼は却て上様から英國憲法に就て何かと諮問もて待ち設けられ、その爲めに多くの時間を費し、最後に漸く一、二の質問を提出するを得たが、それも上様は前度の會見に於て、陳述したる通りの出來事の爲めに、一切其の豫定の計畫が、破壊せられたる旨を告げて、巧みに其の答辯を外らした。

慶喜の練
達

應對にかけては、徳川慶喜は決して尋常一様の大名ではなかつた。彼は其道に於ては、堪能、練達の老兵であつた。パークスなどの鎌かけし手に、浮か乗る程の素人外交家ではなかつた。

而してやがて我等の護衛が支度せられたから、餘儀なく會見を切り上げて還ることとなつた。

英使會藩
主と會見

還る際に、會津藩主に出會した。彼は長官(パークス)に最も殷勤に禮を爲した。長官は彼に向つて、大名達と知友となるを懼ぶ旨を告げ、且つ既に其の若干を知つてゐることを告げ、更らに尙其の範圍を廣めんことを希うと語り、而

して阿波侯は今京都若しくは大阪に在るや否やと、會津侯に訊うた。會津侯は知らぬと答へた。此に於て長官は先年阿波に赴き、鄭重の待遇を享けた次第を語つた。此れは同様會津侯にも斯くありたしとの謎であつたが、會津侯は遂ひにその謎を解かなかつた。

會津侯は要するに慶喜ほどの外交的經驗は持たなかつた。且つ彼の即今は到底バックスなどの相手をしてゐる程の餘裕はなかつた。

同日青年の土佐人、紀州産の陸奥陽之助(伯爵陸奥宗光)來り見えた。彼と與に外國公使等によりて、天皇政府を認識するの問題に就て相ひ議した。予(サトウ)は説明して曰く、此事たるや、外國代表者から、先づ手を著く可きものではあるまい。今や前將軍慶喜は、外交は依然舊に仍りて、自から之を處理すると通告し、而して未だ京都からは何等の報道にも接せざれば、我等は前將軍慶喜を相手に、外交公務を取扱ふ外はあるまい。若し京都政府にして、自から外交の衝に當らんとせば、須らく先づ幕府に向つて、外國公使と直接に外交事務を處

陸奥陽之助來訪

理す可き旨を告げ、而して後外國公使等を京都に招致するに若かず。是れ世界に向つて天皇が日本の政權を主持せらるゝを證明する所以であると。

外國公使を、京都に招致し、天皇が親しく謁見を公使等に賜はることが、外國公使、就中英國公使の尤も希望したるところであつた。

陸奥の親王下阪談

陸奥は曰く、自からは後藤(象二郎)の使者として來訪せず、只だ自己の意見を開陳せんが爲めに過ぎずと。彼(陸奥)惟らく、親王が大阪に下り、大阪城に於て、各國使臣を引見し、前將軍も亦た其列に陪し、而して自から外交處理の權を辭退し、此に於て親王は天皇の政策を、公使等に向つて宣明せらるゝを得策とす。而して親王の下阪は、大名及び其の兵士によりて護衛せらる可きは當然であると。

予は熱心に彼の意見に賛成し、而して彼の依頼によりて、之を他言せざる可く約束した。

當時一青年の陸奥は、業に既に他日の外交家たる素地を發露してゐたことが判知

る。

再び薩邸
訪問

次日(一月十六日、慶應三年十二月二十二日)ミットフオド及び予は再び薩摩屋敷に出掛けた。而して京都からの我等に對する幾許の質問に遭著した。予等は此の群問に對し、只だ一答を與へて曰く、天皇は各國公使を京都に招致し、前將軍をして、外交處理の要權を抛却せしめよと。

流竄せられたる五卿は、同夜到著、淀川を溯りて上京する筈とのことである。

以上をもて姑らくサトウの觀察記を了ることとする。其の事はや、瑣屑に渉るも、當時親しく其の場所に於ける觀察なれば、所謂る小題大做の類が鮮くない。從來我國に於ける政權推移の歴史は、概ね日本人相互の事に止つたが、此に到りて假令其の勢力は、大ならざるまでも、第三者が介在することを認識せねばならぬ次第となつた。

第四章 江戸の状況

【二四】 大政返上と江戸(一)

此れから姑らく眼を江戸方面に向つて轉ずることとする。

江戸明集
の状

慶應元年五月十六日、將軍家茂が、江戸を發して上方に赴きたる以來、政治の中心は、江戸より上方に移つた。慶應二年七月二十日、彼が大坂城に薨去し、一橋慶喜が、幾多の曲折を経て、其後を襲ひ、徳川宗家を相續し、尋で將軍職の宣下を忝くして以來、彌よ京阪は、政治の中心となり、同時に江戸は全く留守の都府となつた。而して一八六八年一月一日(慶應三年十二月七日)兵庫開港期日と前後して、在留諸公使、外交團も擧げて上方に來りたれば、江戸は殆んど全く政治上に於ては明巢の姿となつて來た。然も其の明巢は亦た所謂る明巢狙ひが、大いに奇

江戸の受動的立場

貨とする所となつて来た。

政治の中心點が、上方に移つて以來、江戸は比較的時勢に對して、立ち後れの地に擠さるゝことを免かれなかつた。而して彼等は概ね上方に對して受動的、若しくは被指導的地位に立つの他は無かつた。抑も將軍慶喜が慶應三年十月十四日、大政返上の上表を捧げて以來、上方の形勢は、走馬燈の如く、刻刻に急轉直下した。而してそれが江戸には如何に反映したる乎は、左に掲ぐる福地源一郎の所説が能く之を語りてゐる。

上方形勢の反映

大政返上公達

大政返上の事を、柳營にて表向きに公達ありしは、十月十九日(慶應三年)の事にありき。前將軍家(慶喜公)の御奏聞書、朝廷聞召の御沙汰書、前將軍家より閣老への御諭旨、閣老より幕臣一同への達示とも、都て此日を以て、同時に發布せられたり。尤も御奏聞書等は、閣老まで、其前に京都より廻付にも相成たるべきが、公達は此日が始めなり。但し十五、六日頃より、世上にては、既に將軍家政權奉還の風聞ありしと雖ども、去事の有べき筈なしとて、言を置かざ

りしに、今や此の公達を得て、餘りの意外に、茫然たる許なりき。

早耳の福地源一郎其人さへも、此の通りでありたれば、其他は推して知る可きであつた。

江戸城中茫然自失

外面より想像すれば、江戸城にて、此の公達を得たりし時には、幕府の文武は、皆盡く激昂して、悲憤慷慨を極め、上を下へと混雜して、閣老參政は、是を鎮制するに困り切りたるべしと思ふならんが、當日の實際は、敢て然らず。唯々呆れ返つて、其意を解せずと云へる有様なれば、所謂悲極れば、哭するに聲なく、また涙なしの實況なりき。

如何にも其通りであつたらう。所謂茫然自失の態とは此事だ。

但し此呆れ返つたるは、志ある連中のみにて、其餘は是は怪からぬと云ひたる迄にて、別に感覺なき輩が、多數なりければ、當日は意外に靜謐にて、平日に變りたる景色も見えざりしが、數日を経て後に、有志の面々が、稍々騒ぎ立たる程にてありき。

案外に靜穩

此れも實況と察せらるゝ。

再委任空
頼み

蓋し當時の情態を回想すれば、(第一には)是は將軍家の奇計に出で、先年昭徳院様(將軍家茂)が、條約勅許なきを憤りて、辭表を呈し、御東歸と決心し玉ひ、爲に朝廷を驚かして、由て其の勅許を得玉ひたると同一轍に出させたる御英斷なるべし。此の日本全國の大政が、烏帽子、狩衣の公卿原や、薩長諸藩の陪臣書生共に、取扱が出来るものか。見す／＼朝廷も諸藩もあぐみ果て、再び幕府へ頼みて、御委任あるに相違なし。御家門、御譜代は云ふに及ばず、外様の諸大名たりとも、幕府の號令ならでは、決して遵奉せざるべし。是が即ち雨降て地固まるの喩にて、幕府の爲に、將來の地位を鞏固ならしむるの機會なりと信じ、御委任を空頼にせる輩あり。(懷往事談)

此れは如何にも買被りの様であつたが、可成り玄人筋の見解であつたものと察せらるゝ。而して江戸ばかりでなく、上方に於てさへも、同様の見解を懷く者は、決して鮮くなかつた様だ。中には政權點にある二條城中の樞機に參畫する輩の中にさへも、同様の意見者があつたと察せらるゝ。

【二五】 大政返上と江戸 (二)

福地の所説は、以下つゞく。

憤激者議
論

(第二には)當將軍家(慶喜)の御心底こそ心得られね。既に先年御後見御補佐の初より、尊攘説に御同意あつて、京都、薩長の歡心を買ひ、爲に幕府の御威勢の墜るをば顧み玉はず。故將軍家(將軍家茂)兩度の御上洛、長州征伐の御進發を促し奉り、遂に阪城に於て、薨去あらせ玉ひしも、其の原因を尋ねれば、當將軍家の、御所爲に出たりと申さんも、不可なかるべき歟。然るに今度薩長の勢に恐れて、大政返上とは何事ぞや。此上は我々共飽までも覺悟を極めて、直諫なし奉り、愈々御聽納なき曉には、大御所になし參らせても、再び幕府の御武威を恢復せざる可らずと、時勢の真相をも知らで、扼腕せる輩あり。

此れは幕臣の立場から考察すれば、無理からぬ理由もある。強ち彼等を没分曉とのみ嘲笑し去る可きではあるまい。純粹の、生粹の幕臣中には、眞面目に斯く思ひ、斯く考へてゐる連中が、澤山あつたらうと察せらるゝ。

主戦論者

(第三には)今回の事たる、到底雌雄を兵力に決す可きの時機なり。當將軍家の思召も、實は此に外ならざるべし。依て議論は二の次となして、先づ急に幕府の制度を改革して、大に海陸の兵備を増加し、以て戦争の準備を爲さざる可らず。其爲には外國に依頼して、外債を募り、砲器軍艦を買入て、兵力を擴張すべしと、盜を捕へて繩を縛ふが如き、主戦論の輩ありて、其中にも、第二が尤も多數なりしかども、幕臣全體の數に比ぶれば、猶餘程の少數なり。去れば幕臣の多數は、方針の向ふ所を知らずして彷徨し、徒らに時日を經過するに外ならざりき。

全體は濛々憤々

第三者の中には、小栗上野介などの如き人物もあつたであらう。されど福地の觀察通りに、第一樂天派、第二憤慨派、第三戰鬪準備派の中には、憤慨派が多數

であつたかも知れぬが、然も幕府全體は、濛々憤々の徒であつたことも、是亦、福地の觀察が、中らざるも遠からざる可しと思はるゝ。

多數者は平然

現に余(福地)が如き、時論得意の饒舌漢も、何の考案も出る所を知らず、幾ど十餘日を送つたる徒の一人なりき。其間に京都の模様も、追々に聞え、御親藩の國論も、凡そ其の黑白の辨じ得るに至りければ、十一月の初よりして、議論紛々、柳營中^{りうえいちゆう}に起つたり。(但し是れ高官に限られて、一般は猶平然として、各々改革の爲に、己等の俸給の減せらるゝを氣遣ひたるのみなりき)

此れも恐らくは、左もある可しと察せらるゝ。

福地の對策

於是乎余は思らく、將軍家已に大政返上あらせ玉ひし上は、之を回復するは、行ふ可からざるの望なり。此上は徳川氏寧ろ進で其の主任となり、是を實行せしむるに若かず。……依て將軍家は自から禁裏に參内あつて、公卿、諸侯、諸藩會議の制度を立て、御自分その大統領(大統領の二字穩かならず、主任と改むべし)と成し、差圖を下し玉ふべし。然る時は事すべく行はるれば、大政返上

の目的を達すべく、事行はれざる時は、那破崙が、佛國に於けるが如く、名義は大統領にて、其實は獨裁の權を掌握し玉ふべきなり。徒らに大政を返上して、公卿、薩長の爲す所に任せらるゝは、御長計に非ずと。

此の意見は、山内容堂、後藤象二郎の所説と、大同小異だ。然も現状打破派が、之にて満足せざる理由も、亦た此に存す。

乃ち此の趣旨を書面に認め、小栗上野介の許へ持參して差出し、併せて其議を口頭にて辯じ、御同意とあらば、閣老方へ申立られ、京都への御使は、拙者承り度と述べたるに、小栗氏は、卿が意見は、頗る長計なりと雖ども、第一には將軍家の思召も知れず。第二には在京閣老、其他の腰拔官員には、迎も行はるべしとは思はれず。然るに、愨に斯る説を呈出しては、却て薩長の乗ずる所となりて、益々幕府の滅亡を成就せしむるの媒と相成べし。故に此説は呈出せざるに若かずと諭されたり。

小栗は斯る手段にては、到底其の目的が果さる可しとは認め得なかつたのだ。

彼は彼若し力を以てせば、我亦力を以てするの外なしと覺悟してゐたのだ。

【二六】 大政返上と江戸 (三)

會藩士の
上阪

京都に於ける政變を聞き、氣早き連中は、何は兎もあれ上方に馳せ附けたるものもあつた。例せば十二月九日の警報が江戸に達するや、當時會津藩の江戸留學生永岡敬次郎は、先づ之を聞知し、同藩の江戸留學生を、芝新錢座なる藩邸の學校に會したるに、來集者四十餘人、皆な戰機既に迫る。安坐講學の秋にあらずと。何れも西上に決し、在府の家老上田太輔に就て、其の許可を請ふた。然も容易に其請に應じなかつたから、彼等は學校奉行町田傳八に見え、若し許さずんば脱走して、國難に赴く可しと強請した。此に於て在府家老も止むを得ず之を許し、加ふるに江戸定詰大砲隊を同行せしむることとした。大砲隊は町田傳八の率ゐる所。書生隊は即日、大砲隊は翌日、何れも伊賀路より、大阪に入つた。

麾下の士
建議

又た江戸麾下の士、本多敏三郎、柏木總藏等は、京阪の状況を聞き、相議して士氣を鼓舞し、當さに來らんとする時變に備ふ可く、同志の士伴門五郎、須永於菟之輔、青木平九郎、岡村數馬、淺田剛藏等と與に、小笠原壹岐守、立花出雲守、大久保一翁等に就て、時事を痛論し、監察阿部邦之介、及び水野痴雲、土岐蛙溪等と謀り、又た集議所を建て、輿論に従て、弊政を一洗し、兵制を統一せんことを建議した。

乍恐方今内外御多端の折柄、御國是一致の義、御急務と奉存候間、御旗本を始め、諸藩其外の集議所御取開、上下通情被爲在候様仕度、盲見の件々、左に奉申上候。

三局會議
案

一 第一何れの明屋敷にても、集會所御取設相成候て、右局内三等に御區分有之度事。

但右局内三等御區別の義は、譬ば上等局は御目見以上、中等は同以下より、諸藩士に至り、下等は在町卑賤の者、會議いたし、上等の會議は、中等へ相回

し、其より下等。衆是を以て、御總裁職にて、御決評被爲仕候様致度候事。

一 會議所總裁は、陸軍奉行衆にて一名、頭取五六名、其外周旋方、同下役等、御人撰にて被仰付候様仕度候事。

上中下の三階議員を集むるとの趣向も、一寸妙に聞えるも、當時に於ては卓見の一に數ふ可きかも知れない。何れにしても公議政治の風は、關西より關東へ吹き渡りつゝ、あつたことが判知る。

老若奉行
會議出張
案

一 右場所御掛りの外、御老若方三奉行衆、大小御目付、御一人宛、毎月兩三度づゝ、右へ御出張相成候様仕度候事。

但會議の定日を立て、海陸軍の役々方御一人づゝ、御出張相成候様、仕度候事。

老若とあるは、老中及び若年寄のことだ。

諸藩士招
集案

一 會議定日御定め相成候上は、諸藩にても、有志の士一兩人宛申合、罷出候様、御布告有之度候事。

但在町共卑賤ひせんの者にてても同斷、有志の者は、右定日一兩人位づ、申合罷出候様、御布告有之度候事。

言路洞開案

一 諸役向は勿論、諸藩竝に在町共、御國事建議の見込有之候者は、定日罷出申立兼候向は、書面を以て、或は公然と申出兼候者は、無名書相認め、右局内へ兼て投書箱差出置候間、右へ投入致置候様、是亦兼て一同へ御布告有之候事。

此れは言路洞開げんろどうかいの爲めに、斯る方便を設く可しとのことだ。

兵制統一案

一 大凡諸藩に於て、諸士以上の者は、遊撃隊に準じ、徒士同格以上は、銃隊撤兵隊さんべいたいに準じ、都合三等に區分致し、其他歩兵隊は是亦公邊歩兵同様繰練致し候様、御沙汰無之候ては、自己の兵制に至り、一心協力、御軍制一致難相成義と奉存候。

但月々諸藩より調練兵士てうれん人數増減差出候様、是亦兼て御達置有之候様、致度候事。

此れは兵制統一の意見だ。

右は不憚ききをほ忌諱いかり奉申上候へども、方今の御時世、愚昧ぐまいの私共に於ても、深く心痛仕候より、躡等ろふとうの罪を犯し、奉獻言候。何率出格の御沙汰を以て、可然被仰立被下置候様。奉願上候。以上。

慶應三年十二月

以上の建白書を、京都、大阪の同時に於ける現状と對照たいせうすれば、何となく吞氣千萬の沙汰にも聞えないこともない。此れは自おのづから環境くわんきやうの然らしむるところであらう。

【二七】 勝海舟の鎮靜策

政變布達

十二月九日の政變に就き、幕府當局より公然の布達は、同月十八日であつた。當日在府閣老は相議し、在府の譜代諸候を登城せしめ、老中稻葉美濃守より、左の

二七 勝海舟の鎮靜策

一書を示した。

昨十七日、御目付著府にて、別紙書付寫持參（宮門戒嚴の件と、大政復古、攝關、幕府廢止の達と二通）京師當今形勢、口上にて委細申聞、是迄追々仰立られ候儀は、御誠實の御意衷より出させられ候儀の處、現今の御次第に至り、奉忍入、泣血の至りに堪ず候。此上は彌以て御當家の爲に身命を抛ち、赤心を以て、皇國に報じ奉る外これなく、一同に於て決心致し候。就ては各心底承り度候間、別紙篤と熟覽、聊か忍諱を憚らず、十分に書面を以て、明日中御申聞可有之候事。

勝の意見
書提出

此れに對して、早速其の意見書を提出したる一人は、勝安房守であつた。彼は將軍薨去後、慶應二年九月、幕命を奉じて、長州と休兵の談判を宮島に於て遂げ、大阪に抵りて復命して以來、鬱々として志を伸ぶる克はず、空しく東歸してゐたが、此に於て其の意見書を提出した。

嗚呼天下之安危、近日に逼れり。今日に到て、また小忌機を避くるに處あらむ

や。此夜一書を記して、閣老稻葉公（美濃守正邦）に呈すと云。

此れが彼の此の意見書を提出する心事だ。

戦争の下
策

今日之大計は、鎮靜と戰鬪之二途に不出候。君上雄大之遠圖を以て、御職掌御返上有之、皇國大御變革可被遊思召に出候儀ゆへ、此御旨に違ひ、漫に干戈を動し候は、君上之御焦慮に奉反、君をして無稽無止事より、御英斷爰に出候形に相成、其恐萬々不尠、恐入候儀と奉存候。若此英意を御繼述被遊候儀に候はゞ、妄動之御舉無之、御指令務めて正大、暫都下竝八州之御鎮撫を以て、益厚く御所置有御座度と奉存候。此儀則鎮靜之一途にて、己を治て、天下之安危を心とし、黎首塗炭に陥入らしめざるの道と奉存候。

勝の方針

勝は今後の方針は、平和と戰鬪の二者に外ならず。而して前者を以て長策とし、之を實行せしめんことを期したのだ。然も彼は當初から只平和是希論者ではなかつた。如何なる高値を拂うも、平和を主張するものでは無かつた。但だ自から平和を攪亂するの張本人たることを以て、尤も下策と認めてゐた。

慶喜新政
首長の見
込

戦闘之一途は、臣愚竊ひそかにおもふ。今之侯伯、其膽識遠圖、我君上徳川慶喜之右に出候者無之、天下之大政、衆議に出候はゞ、是を主裁する者亦何人ぞ。必ず君上をして、大御主裁たらしむべし。君上も亦御焦思御苦心、往時に倍し、皇國一和、協力同心大政を以て御任と可被遊と奉存候。

事が順當に行けば、慶喜其人が、新政府の首長となるや必矣ひつせりだ。

出師の場
合

然るを若其英特遠大之御旨を忌憚、或は其左右を剝弱し、或は其御失策を算して、衆議至當を得不得、恣ほしまに天朝之御名を鳴らして、黎首れいしゆに害有る歟、或は天朝に奉對、偏頗へんぱ之御名を以て、奉爲負候様成る儀、顯然相生候はゞ、毫末かうまつも無一念、向むか上國、一兵を進め、上天朝之御名を濯そぎ、下萬民之爲に、狎邪かふじやを討伐不可不成候。

此に至りて出師名あり、討伐義あり。進んで天下に大義を示すに足る可きのみだ。

今速に西上仕候とも、其名不正、且君上之御大名節に相反可申哉、萬々難計

前文之如き形勢相顯候はゞ、師名正々堂々、一兵を以て、千奸萬邪を驅可申義と奉存候。元より小臣區々たるの趣意、荒増奉申上候。以上。

十二月十八日

勝 安房守

勝の意見は、不幸にして、衆議に容れられなかつた。彼は左の如く自から記してある。

諸官不肯

此書付、閣老稻葉殿に提出して上達を乞ふ。然るに諸官我が進退を疑ひ、たえて事を明さず。其の上達如何を辨せず。東都之諸士、憤激して、唯上國に兵を送るを以て、大策とし、是を支止する者は、逆臣なりといつて、其勢當るべからず。然りと雖、今日に當て、是等之愚懵ぐぼうと同じく、其説を共にせん哉。如何にも高論俗衆に容れられず、江戸では只だ戦争の準備專一であつた。

【二八】 勝の憤言

更に一書
提出

勝の鎮靜策は、省せられざるのみならず、恐らくは彼の身邊に、一層の嫌疑を濃
かならしめたるに過ぎなかつたであらう。然も彼は十二月廿三日に到りて、更ら
に左の一書を提出した。

同廿三日(慶應三年十二月)二之丸火あり。登城。兵部殿(老中格稻葉兵部少輔正巳)、主
膳殿(若年寄京極主膳正高富)え、當今之大事を陳述す。閣老答て云、其許之申建る
所、頗る善といへども、諸官之嫌忌甚敷、其實は薩長二家之爲に遊説するの疑
あり。近日退職可然之旨盛なり。暫く時之到るを待れむ歟と。到于爰亦何を
か述べむ。知己に乏敷、豈我が愚壹人ならむ哉。天下有識之者亦幾許ぞ。皆志
を得ずして、草莽に老死す。小吏天下の大勢を知らず、己れに依するを悦び、
其説に逆ふを惡む。今哉狎邪之小人、家邦を危くす。其急實に焦眉よりも甚
敷、依て退職を乞ひ、併せて憤言一書を呈すと云。

江戸の戦
闘気分

此れが彼の日誌に自から認むるところだ。當時江戸に於て、如何に戦闘気分が旺
盛であつたかは、上記によりて推察するに餘りありだ。惟ふに「小吏天下の大勢
を知らず」と、勝の憤慨したるものは、恐らくは小栗上野介の徒であらう。以下
は彼の所謂の提出したる憤言だ。

膠柱陋法

後來天下之大勢は、門望と名分に歸せずして、必ず正に歸せん。私に歸せずし
て、公に歸するや必せり。何ぞ又毫も疑を存せんや。其速に一正に歸せざるも
のは、士大夫不學なると、鎖國之陋習に心酔すればなり。今世外國往來容易に
して、下民四方に行く。爰を以て風化日に新に、従前之比にあらず。下民日に
明に、上者日に暗らし。區内之紛擾、於于爰起矣。膠柱之陋法、如何ぞ能く
之を綏御し、一靜を得るに足らむ。

外國往來便宜にして、風化日に新たに、民衆の智見愈よ進みつゝある。天下の大
勢は到底現狀に安著するを許さず。

近五六年、唯天朝幕府云々を以て口實とし、其間自から隔絶の思を成す者、萬

政府本分
忘却者

にして萬、上侯伯より下士民に到る迄、京攝に奔走し、江都に周旋す。終に政府何者たるを知らず、恣ほしいまに國是を定めんとす。是唯名分に迷目して、眞こくに國是を知らず、政府如何を深察せざるの誤なり。

此れは政府當然の本分を忘却して、徒らいたづに皮相の名分に迷惑めいわくしつゝあるを云ふ。

夫政府は全國を鎮撫ちんぶし、下民を撫育し、全國を富饒ふぜうし、奸を押、賢を舉、國民其向ふ處を知り、海外に信を失はず、民を水火の中に救ふを以て、眞の政府と稱す可し。

政府の要務

政府の要務此の如きのみ。

譬たとへば華聖わしん氏の國を建るが如く、天下に大功あつて、其職を私せず、靜撫せいぶ宜敷を失はざるは、誠に羨望せんぼう敬服するに堪へざるなり。

此れは米國ワシントンの例を援ひいて、其の能く政府者たる本務を盡したるを云ふ。

善政の要

威令ゐれい之行はれざるは、私あるを以てなり。奸邪かんじやを責むる能はざるは、己正なら

ざればなり。豈唯兵之多寡と貧富に因らむ哉。此故に云、天下之大權は、終に一正に歸すべしと。

天下大權の歸するところは、善政を施す者にあり。善政の要は、私を去りて公に就くあり。

紛々擾々者

當今區内奸者あり、陋習ろうしゆ者あり、大私者あり、聚斂しゆうれん者あり、怨憤ゑんぷん者あり、大盜あり、紛々ふんく擾々ぜうく、其向ふ所を知らず。不知、此數者は、皆後來之脚式豪傑きゃくしきごうけつを出だすの襯衣しんい、是を驅ること能はず、是を廢する能はざる者歟。我議ありといへども、亦辯せず。識者は必らず是を察せむ。

區内とは恐らくは幕府内を斥さすものであらう。奸者、陋習者、大私者、聚斂者、怨憤者、大盜等は、果して其の斥さす所ある乎、將た單に抽象的ちゆうしやうてきの文句に過ぎざる乎。恐らくは勝其人の胸中には、一々何物かの對象たいしやうがあつたであらう。

【二九】 勝の憤言(二)

瓦解を促す陋策

都下之士、西國侯伯之其己之説に隨がはざるを惡み、或は疑て叛ことを恐る。殊に天下之大勢を知らざるによれり。侯伯叛て不軌を謀るは、決して其志達すべからず。況哉今侯伯中俊傑無し。皆小私を懷きて、公明正大を忘るに似たり。一朝激して叛せば、其下又其主に叛せん。大侯伯之恐るゝに足らざる、我明に是を知る。然るに察せず、群羊にひとしき小侯を集めて、是に當らんとす。自ら瓦解を促がすなり。何ぞ陋成る哉。

後來侯伯を剝する者

侯伯中俊傑無しとは、破的の名言。而して眇乎たる譜代大名を糾合して、西國諸侯に當らんとするも、自から瓦解を促がす所以とは、是亦た正鵠を穿つてゐる。集合益多くして、彌益なし。終に同胞憤争之基を成す歟、將下民をして離散せしむるに過ぎるべし。若夫後來侯伯を剝する者は、草莽空拳徒中に興らん。驛長に有らざれば、草鞋を取るの人なり。

驛長とは漢高祖、草鞋を取る人は豊太閤。何れも人材は下流より出づ。今日の侯伯も亦た尋常一樣肉食者のみ。決して恐るゝに足らず。恐る可きは人心の離散のみだ。

今の侯伯士夫

今之侯伯士夫は、其職收まらず、坐して人職を受くるの徒、生ながら重衾。其従事する所の者も、また空拳、不耕不織、活計其を下民に取る。猶足らず重賦して、民之膏血を吸ふ。主宰之職何れに在るや。人心之離散、日を卜して知るべきなり。唯一名分之未だ破れざるを以て、瓦解に遅速ある而已。深慮して思はざるべけむ哉。

瓦解せんとして未だ瓦解せざる所以のものは、幕府なる一の統制的名分ありて、其の壞亂を防ぐが爲めのみ。けれどもその名分は、何時まで續くべきぞ。

拾數年前、景山公不世出之質を以て、尊王攘夷之大術を主張し、士夫數百年之大睡を一破す。此時上は、其説の大にして、根柢なく、終に戦争に及ばむことを恐れ、半途にして破れり。

水戸烈公の主張

景山公とは水戸烈公のこと。烈公の尊王攘夷説を天下に呼號したるは、同公としては深く慮る所あつた爲めだ。然るに其の眞意を解せず、徒らに此れが爲めに戦争を惹起せんことを是れ恐れ、遂ひに有耶無耶の間に葬り去つた。

烈公の非難者

是よりして天下紛擾、其非をいふ者比々として不絶。これ其識の小にして、其術數を測る能はざるがゆへなり。

天下烈公の非を説く。然も其非を説くは、其の眞意を解せざるが爲めのみ。固より烈公の罪にあらず。

凡術數半途にして破れば、其害も少からず。害の生ずる、説者の罪にあらず。半信半疑、悠々不決の罪なり。亦何人を咎めん哉。

烈公の尊攘説を、一種の術數と見做すは、水戸人士に取りては、尤も異議ある可しと雖も、幕臣の立場から斯く觀察するも、是亦た一種の見解であらう。

會議政府の可

此後天下に大識者なく、區々として其説に酔ふ、また醒むる者なし。況哉開鎖異同を論ずる者は、規模ますく小、今日に到ては、又會議政府之議あり。靜

に考れば、邦人其議の開くる所自明にして、坐ながら以て後來を占するに足るべし。今より後邦人識量益進まば、是を統するに大正を以てし、權謀によらず、誠實高明ならば、拱手して天下を一新すべきならむ歟。

會議政府とは、後藤象二郎等の所謂る公武政體のことを云ふ。惟ふに勝其人の意見にては、飽迄之を支持し、將軍慶喜其人をして、其の中心人物たらしめんことを期圖したるや明けし。

士大夫の任

士大夫之世に立つ、上天職を奉じて、萬民を撫育し、國家鎮撫を補弼す。よろしく其任たるべし。然るを不察、戦ば必破れ、泰平之生活、其祿を以て足れりとせず、重賦聚斂、民を困しめ、猶市民に憐を乞ふて、今日を送る。官に在る者は、其己に依するを擧、己に逆ふを避忌む。今哉君上絶世之姿、雄大卓識を以て、天下を匡正せんとす。然るを不察、區々として私心を挟み、其雄大を憚る者のごとし。殊に憤激悲歎に堪へざるところ。希くは私心を去て、公平の亮察を仰ぐ而已。

海舟 狂夫

之を見ても江戸に於ける幕臣中には、將軍慶喜其人の行動に對して、頗る不平不満を懷きつゝ、あつたことが察せらるゝ。要するに江戸の雰圍氣は、到底勝等の意見が、採用せらる可き情勢では無かつた。一旦事あらば、勝の如きは血祭りの犠牲者と目指された一人であらう。

【三〇】 江戸の物騒

勝を以て
動を待つ
の策

勝の當時に於ける意見は、一言にして之を盡せば、勝を以て動を待つであつた。即ち此方からは決して手を出さず、相手方の出様如何を待つにあつた。相手方が平和的であれば、それに尙ふるところはない。萬一相手方が、無理無體を以て我に來り迫るに於ては、名分我にあり、堂々と我も亦た之に應じて、一戦を試む可しとのことだ。

勝の時勢
悲觀

然るに勝は如何に當時の時勢を悲觀したるかは、サトウの所記によれば「勝安房

守は、我等に語りて曰く、彼は太君の黨與が、時局を遮二無二押し行き、遂ひに内亂を醸さんことを虞る」と云うたとある。此れは勝の本音であつたらう。太君の黨與と云ふは、小栗上野介等の徒を斥すものであらう。彼等は徳川氏に忠なるの餘、寧ろ進んで薩長に大打撃を與へんと欲してゐたから、勝が斯く掛念するのも、決して不思議は無かつた。

江戸窮民
蜂起

翻て當時の江戸を見れば、人心は頗る不安であつた。

其頃江戸市中に於ては、窮民蜂起屯集の事ありき。去年(慶應二年)の秋、米穀の登り悪かりしが爲め、米價漸く昂貴したる今年の秋も、亦豊熟ならざりければ、益々騰貴して、壹兩にて僅に下米一斗一升を得るに過ぎず。爲に柴棍米を輸入し(俗に南京米と呼びたり)缺乏を補ふに至りければ、市中の貧民は、十一月の下旬に至りて、市中各所に屯集し、偏く富者に迫りて、米錢を乞ひ、廣場に竈を設け、釜を掛け、粥を煮て、貧民公共の食に充て、來會せざる者は、富者なりと見做して、是に向て直に施與を迫つたり。

兩年の不作、加ふるに當時一般に物價騰貴の際であつたから、米價の暴騰を來たし、その爲めに、此の如き情態を發生したのだ。

奉行所の救助

余(福地源一郎自から云ふ)は下谷に居住せしを以て、近隣を見廻りたるに、上野廣小路、御成道、廣徳寺前、菊屋橋、佐久間河岸の諸所に、此の屯集あるを目撃したり。されば江戸市中の流行となりて、各地みな如此なりしと云へり。然れども此の貧民は、敢て別に富家を破却し、米錢を掠奪すると云ふが如き暴舉を成さず、詰り救助を望むの示威たるに過ぎざりければ、町奉行所に於て、臨時救助の令を發せしと共に、穩に解散したりき。〔懷往事談〕

此れは比較的惡性を帯びざる群集の蜂起であつたが、他方面には種々治安を破壊する者少からず。

偷盜超過

偷盜の賊超過に付、十一月より市中所々に假の屯所十餘ヶ所を設けて、別隊組、撒兵組、その他の兵隊、夜々こゝに屯して、坊間を巡視して、賊徒の防とせらる。又諸侯よりも巡邏の人數を出さる。

幕府布達

十二月十三日、歩兵の輩、吉原町に於て喧嘩に及び、同十四日多勢こゝに集り來り、銃砲を放ち、家屋を鉤釰する事甚し。廊中の男女周章恐懼して、他所へ遁れたりしが、官吏來りて、漸くに鎮められたり。〔增訂武江年表〕

此の如く兎も、角も江戸中は追々と物騒となりつゝあつた。されば幕府では譜代各大名に、十二月十八日、左の如く布達した。

市中強盜暴行致し候に付、銘々屋敷最寄七八町を持場に相立、晝夜巡邏候様可被致候。廻り場相定候上は、其段御目付に可被相届候。尤非常之節は、兼而相達候場所、人數集合候様可被致候。とあり、又同日、

歩兵一中隊

附屬役々共

戸塚宿邊、浮浪之徒、暴行致し候趣相聞候間、早々出張候様、相達候間、可被得其意候事。

此の如く市中は勿論、市外にも浮浪、暴徒の横行は、著しく目に立つほどとなつて来た。此れは果して自然の成行乎、將た他に其の運動を指揮し、殊更らに府下の治安を攪亂するものあつた爲め乎。何れにするも油断ならぬ世の中となつて来た。

第五章 江戸薩邸焼打

【三一】幕府と江戸薩邸の浪士(一)

武力派の
京阪牽制
運動

武力解決派、若しくは復古派、或は討幕派、其の名稱は何れにもせよ、彼等は豫じめ活劇の舞臺は、京阪の間にありとし、然も其の牽掣運動に、近くは高野山に據りて、大阪城を控制し、遠くは江戸に一と騒動を起して、敵に後顧の憂を生せしめんと企てた。高野山方面には、岩倉具視の意を承けて、公家の壯者鷲尾隆聚之に任じ、曾て中岡の率ゐたる陸援隊及び其の同臭味の徒、之に向うた。而して江戸には薩藩が主となりて、それぞれ浪士を糾合した。

浪士薩邸
に集る

慶應三年五月板垣(乾)退助の江戸を去るや、其の隠匿したる筑波の浪士等を、京都に於て、西郷吉之助と、討幕に關して、申合せの際に、之を托し、江戸の薩邸

に收養することとした。然も當時江戸に於ける薩邸は、單り筑波の浪士のみでなく、實は浪士の巢窟であつた。而して其の統領とも認む可き一人は、伊牟田尙平であつた。

平伊牟田尙

伊牟田尙平は、薩藩の郷士にて、文久二年、田中河内介、清川八郎、平野次郎、眞木和泉、有馬新七等諸有志と與に、回天の業を圖つたが、事志と違ひ、遂ひに南島流謫の身となつた。後に藩論一變、西郷等が謫所より召還を命ぜらるゝや、彼も亦赦に遭うて、姓名を相良平次郎と改め、種子ヶ島に閑居して、兒童の教育に従事した。當時鹿兒島には、城下城外の差別甚だしく、伊牟田の如きは、郷士として容れられなかつたから、彼も姑らく閑地に就てゐたものと察せらるゝ。然るに自餘の諸有志は相接して斃れ、今や伊牟田が種子ヶ島に閑居しつゝあるを聞くと、關東、北越等の志士は、遙々書を寄せて、其の再起を促し來つた。此に於て彼も意を決し、京攝の間に、先づ西郷の寓居に身を寄せ、周旋するところあつた。

伊牟田京阪に出づ

伊牟田の策

然るに慶應二年の秋、愈よ大革新の氣運熟せんとするや、西郷、大久保等と謀る所あり、同藩士益満休之介と共に京都を發し、江戸に出で、薩邸の留守居篠崎彦次郎等と謀り、此に關東、信越等の浪士を糾合し、若し京都に事變生せば、直ちに兵を關東に擧げ、以て幕府をして東西奔命に疲れしめんとすの策を講じ、其の準備に著手した。薩人の遠謀、深慮は、決して單純なる押の一手のみでは無かつた。

吉井の輕舉誠告

爾來御壯昌奉賀候。當地意外之形勢に立至り、小子も先頃浪花より歸京、無事罷在候。乍憚御安意可被下候。右變態に付、君公早々御上京被爲在候様、朝命相下り、小松家(帶刀)、西、大(西郷、大久保)にも同敷歸國相成、來月中旬迄には、御上京可被爲在候に付、其節三士(小松、西郷、大久保)も御供にて上京可有之候に付、云々之事件、御見合可被成候。東西繰違にては、大に不宣、尤何事も諸侯會盟之上、朝議相居候節にも相成居申候。此旨伊地治正治申談、早々御懸合申上越候。以上。

十月廿五日

自京都

三一 幕府と江戸薩邸の浪士(一)

吉井幸輔

益満休之介様

蘭田正平様

吉井は小松、西郷、大久保等が、藩論一定、藩主引出しの爲め歸藩中、京都に於けるその代理として、斯く京都の形勢が急激に推移しつゝ、あれば、其の見透しのつくまでは、江戸に於て輕舉妄動するなからんことを誠告したるものだ。「云々之事件、御見合可被成候」とあれば、此の「云々之事件」に就き、豫じめ京都と江戸との間に、少くとも彼等同志の間には、何か申合せがあつたことは、言外に領收することが出来る。

江戸切迫の様子

再伸、前文相記置候處、唯今小笠原、別府之兩士著京、其地切迫之様子、旁委曲致承知候。御失望候半と相察候へども、君上御上京にも相成候機會、輕忽之義有之候ては、不都合之至に御座候間、御同士中にも、宜敷御執成被成度候。當分御邸内に潜居候方には、夫形にて可宜、必今一左右、何れ之筋可申

越候。其内不目立様專要に候。

右此書狀、篠崎氏えも御廻し給度、別段相認め候義、今朝は大混雜にて相調不申候。

此れにて如何に江戸の諸浪士等の今にも爆發せんとしつゝ、あつたか、其の模様か能く判知る。その爲め小笠原、別府の兩人は、使命を帯びて上京したるものと察せらるゝ。されば吉井が極力彼等の辛抱を誠告したるも、深く慮る所あつた爲めであらう。

【三三】幕府と江戸薩邸の浪士(二)

吉井の京都情報

京都に於ては、餘りに江戸の浪士等が逸りて、未だ大事を擧げざる以前に爆發し、却て大事を誤らんことを、頗る憂慮した。それで吉井幸輔は、京都の事情を、彼等に通知すると同時に、姑らく鎮靜して、其機の熟するを俟つ可き旨を申送つ

た。乃ち前報に次で〔参照 三二〕十二月十四日付にて、更らに左の一書を伊牟田尙平、益満休之介當に送つた。

爾來御壯榮奉賀候。陳者昨九日、朝廷より尾州、越前、藝州、土州、御國（薩摩）等五藩を被召、太政官代被召連、其惣宰有栖川宮、次に議定岩倉様、正親町三條様、大原様、其外諸侯にては、右五藩を被仰付候。次に參與は諸藩士より御選舉に相成候筈にて、未其人は、今朝（十日）迄不仰付候。

此れにて本書が十二月九日大號令渙發の未だほやくしたる際に、發したものであることが判知る。

今形鎮靜の依頼

幕府は尾州、越前へ被仰付、尙此上侯列に下り、罪を奉待候段、申上候處、周旋の筈に御坐候。右之通幕は筋立候へば、議定邊には被召出候半。會桑は幕府へ御任せ相成、幕府より歸國可爲致との事。蛤御門は被免、跡は土州へ被仰付候。長州も粟生光明寺迄千餘人出張、父子（毛利敬親、廣封）之處も、官位復舊、入洛も被免候。右大變革に付ては、禁門西へ人數繰込、御警衛可仕

旨、五藩へ被仰付、六門内外五藩人數繰込、大騒ぎ、面白き事に御座候。先今日は、戦には不相成、幕、會の處も、至而靜に控居候付ては、云々之義、誰ぞ東下可致候間、其内今形御鎮靜被下候様、御一同へ宜御傳言可被下候。先づは右御報知爲可申上早々如此に御坐候。以上。

十二月十日（慶應三年）

吉井幸輔

益満休之助様

蘭田正兵衛様

所謂る「云々之義」は、固より東西呼應して、義を擧ぐるに外ならないことは、言外に看取せらるゝ。而して京都の方が、一先づ無事に大改革の端が啓かれたれば、當分江戸の方も鎮靜を要する旨を申送つたのだ。

併しながら江戸の薩邸に在つたものは、本來浪士であつたから、彼等を嚴重なる節度の下に措くことは、決して容易の業でなく、而して江戸に於ける幕府の鼻息

薩邸浪士の暴行

幕府の戒

は頗る荒く、東西の間、兵士の往来も頻繁となり、如何にも戦争気分が漂ひつ、あるからには、浪士の面々それを拱手傍観する筈もなく、その爲めに彼等の市井の間に於ける暴行が、やがて幕府の目にも餘る程になりて、幕府側では殆んど戒嚴令を布かんばかりに取締り、双方の間、暗黙の裡に、互に睨み合の姿となり、動もすれば事件勃發せんとするの傾向を生じつゝあつた。然るに意外にも、十二月二十二日には、二の丸の失火があつた。

二丸出火

一 今曉七時半過(午前五時過)二丸御廣敷長局邊より出火、追々燒募候に付、天璋院様、本壽院様、實成院様、一旦三丸に御立退、夫より吹上御庭、瀧見御茶屋に御立退被遊、唯今西丸へ被爲入候段、御廣敷御用人、並御附御用人より申越。(續徳川實紀)

此の如く此の失火は、島津齊彬の養女、將軍家定の御臺所天璋院の居住したる場所より生じたるものにして、其の御附婦女等は、それぞれ幕府より譴責を受けた。

幕府の猜定

而して此の失火を以て、幕府側では、薩邸に潜む浪士等の所作と猜定し、愈よ薩邸内浪士に就ては、嚴重なる措置を取る可く、それぞれ用意せしむるに到つた。一方彼等浪士も亦た自から檢束する所なく、幕府を刺戟して、此に出でしめたる行動あつたのも、亦た争ふ可からざる事實であつた。而して幕府の當局者に於ても、上方に於て、薩長との衝突は、到底避け難き運命と認めたるからには、其の脚下に於ける此の一團の禍根を掃蕩するは、亦た已むを得ざる事として、それに著手したのであらう。

【三三三】 薩邸焼打の事情 (一)

燒打の得失

抑も江戸薩邸の燒打は、幕府として薩長に向つて戦を挑む方針とすれば、得策であつたかも知れぬが、勝の所謂我が靜を以て、彼の動を待つ政策から見れば、第一の失計と云はねばならぬ。されど戦鬪の氣分に逆上したる江戸の主戦

派は、浪士等の狼藉を見ては、今は一刻も猶豫ならず、やりつけたものであらう。

朝比奈手記

今ま當時の事情を、尤も明白に物語りたる朝比奈閑水の手記を掲ぐるととする。朝比奈は甲斐守昌廣と稱し、當時は外國惣奉行並、町奉行の要職を奉じてゐた。

強盜横行

慶應三年十月の頃より、江戸市中強盜富豪の家に侵入、江戸府内を騒がせられたる、市尹にても其出所を搜索せしに、此七八或は十人餘の盜は、三田薩州邸より出ると分りたれども、如何せん此頃の町方與力、同心等は、皆軟弱の輩のみにて、此盜を捕縛するに、躊躇せしかば、酒井左衛門尉(忠篤、庄内藩主、此時府内の取締たり)をして、市中を戒たるも、全跡を斷たず。

此の如く浪士等の横行、到底幕府側でも坐視出来ぬ始末であつた。

庄内藩の取締方

酒井左衛門尉には、曾て幕府に於て、一時都下浮浪の士を所置する爲、此輩を集めて、名を新徴組と爲し、其頭には久保田治部右衛門、河津三郎(祐邦)等をして、是を支配せしめしも、其宜を得ざるによつて、酒井左衛門尉の手に屬せし。

小栗等の襲撃建策

當時小栗の勢力、此の如しとせば、勝の意見の容れられなかつたのも、決して不思議ではなかつた。

又京都の御所置、關東にては甚緩慢との衆評にて、専事を兵器に訴を以て、愉快なりと論じ、關東にある海陸軍士官の如きは、尤暴論を立て、遂に上野介も此輩の主論に素づき、薩邸を襲撃するを上策なりと、閣老に迫りしも。

此に於て知る、小栗が主戦説の唯一人でなき迄も、第一人者として、その代表者であつたことを。

幕閣の評識

閣老松平周防守(康直)、稻葉美濃守(正邦)、小笠原壹岐守(長行)等に於ては、無斷是を決する能はず、市尹駒井相模守(信興)、朝比奈甲斐守(外國惣奉行並にして、

町奉行を兼たるもの、即ち此文の筆者。此盜の捕縛を沈定(マ)するは、薩州の藩邸より出れば、薩州邸吏に諭し悪徒を出さしめ、猶出さざるに於ては、夫々所置も可有之。尤當今の場合、いづれ寛猛の二つ、寛にして事を誤まるか、猛にして事を誤るか事ならん。今此盜實に不可免者なれども、警備を厳にし置かば、假令其害を爲すも、盜に止まるものなり。京都の事情の如きは、即今の有様、只推測迄にて、上の御深意も、判然せざれば、薩邸砲撃は速に京都の事情を知りて、爲すべき事にて、寛に失するは、其害少く、猛に失すれば、其害大なり。速に晝夜兼行にて、京都の思召を伺ひて、事を處するにしかずと云にあり。

町奉行等の議論

此の如く町奉行等は、一應京都に於ける一當時は慶喜既に下阪一徳川慶喜其人の意向を確め、而して後之を行ふも、未だ晚しとせず。即今突如として、薩邸を砲撃するが如きは、如何に其の名義は邸内の盜を捕ふるにありとするも、事實は薩邸砲撃にして、我より開戦したるも同様なれば、其の影響は實に多大である。故に此際慎重に考慮す可しとの説だ。

【三四】 薩邸焼打の事情(二)

朝比奈閑水(甲斐守)の手記は、以下つゞく。

過激派意見

又過激の輩に至りては、畢竟京都にて、今兵を動かさぬは、其時機を失ふ耳ならず、在京の士皆臆病なれば、此方にて兵を動かせば、初めて眼を覺し、憤然兵を擧ぐるなれば、是非砲撃するにありと論じ、甲斐守、相模守の如きは、上の御深謀を知らず、此方にて事を起し、京都の思召と齟齬するに於ては、無謀の砲撃、取り反しの付かぬ事にて、兵を動かすは、一大重事、それを只現今の愉快の、又下より是を促すのと云が如き輕舉にては、後必敗を招くと云にあり。

穩和派意見

過激派とあるは、小栗上野介一味の意見にて、相模守とは駒井信興、甲斐守とは

決を慶喜
に仰がんとす

朝比奈昌廣、何れも當時の江戸町奉行、而して朝比奈は即ち本文の筆者だ。彼等は飽迄穩和論を唱へ、双方の議論にて、互ひに相ひ争うた。

此等の論議丁度三晝夜に及べり。甲斐守の如きは、從今直に上京し、京師の御事情も親しく伺ひ、關東の事情も言上し、而して事を決せんも、此の往復蒸汽船にて、凡八日間ならん。其間は薩邸え盜の出でざる防ぎを爲さん。もし出たるも、盜に止まる事にて、一體の大勢と比ぶれば、盜は小にして、兵を擧ぐるは大なれば、是非直ちに上京すると云事の粗極りたるは、十二月廿四日の晝過頃なりし。

此の如く江戸の評定も、上方に赴き、徳川慶喜其人に就て、決を取ること定つた。

斷然砲撃
論

閣老此建議を容れて、直ちに此事を砲撃を主張する輩に傳へたれば、忽反對説を唱へ、畢竟薩州砲撃は、盜の爲のみならず、關東にて兵を擧るは、京都の睡眠を覺すの策なり。然るに京都の思召を伺はゞ、必らず此果斷、擧兵の事は

なく、故に盜は小なりと雖、賊にあらずと云ふ議論如沸。

此處文意聊か解し難きものあり、恐らくは誤謬あらん。要するに其の意味は、上方の思召を伺へば、到底擧兵の事は覺束なし。故に伺ふ可からず、又た伺ふに及ばず、只だ速かに斷然砲撃せよとの意見であると解す可きであらう。

閣老如醉
の策

閣老に至ては眞に如醉。未此の二途を決する能はず。然れども擧兵の事は、大に顧る所ありて、躊躇の傾きあれば、

閣老の態度、正さに此の如きものであつたらう。

砲撃論者
の策

砲撃家は酒井左衛門尉家來松平權十郎を竊に煽動し、松平權十郎登營、薩邸を砲撃せざるに於ては、市中の巡邏何の甲斐もなければ、若砲撃せざるとなれば、酒井は市中取締は、直に御免を願ふと云にありし。

庄内藩は江戸に於ける幕府の干城の一、而して重なる一。然るに彼等に斯く出られては、閣老の連中も、定めて當惑したであらう。

砲撃論一

閣老も茲に至りて、酒井が市中取締を御免を願ひてはならずとて、砲撃論に一

決、十二月廿四日夜より、三兵〔歩兵、砲兵、騎兵〕え令し、翌廿五日、遂に薩邸を焼たり。此時松平□□頭家來、其他應援の兵も出したたり。

此の如き事情の下にて、薩邸焼打は出で來りたるものなれば、此れは決して一時の遭遇戦でもなければ、突然の出來事でもない。幕府側では薩摩退治の第一著として、之を舉行したるものにて、此の一舉によりて、上方の臆病者共の腰骨を硬直ならしめ、其の旗色を立て直し、東西相應じて、薩長を征伐せんとの計企であつた。

されば薩邸焼打は、江戸に於ては單に邸内の盜賊を捕ふるが目的でなく、それは幕府側に取りては、ほんの口實に過ぎなかつた。さりとて固より幕府側でも、無名の焼打では無かつた。薩邸の浪士共の亂暴狼藉も、決して一と通りや、二た通りの事では無かつた。彼等には彼等の了見がありて、恐らくは幕府側を挑發せんが爲めに、斯る行動を逞うしたるものと見る可く、將た斯る行動を逞うしても、敢て自から顧慮する所無かつたとも見る可きであらう。

焼打の眞目的

【三五】 薩邸の焼打 (一)

計畫的舉兵 薩邸の焼打は、幕府側の主戰論者が、酒井左衛門尉一藩と協商の上、幕議を動かして、之を斷行せしめたるものにして、固より計畫的に舉行したるものだ。今今朝比奈閑水の手記を掲ぐれば、

主戰派の快呼

酒井家にては、廿五日夜明け過、新徴組の者、漸出勢せし。其出立は甲冑、重藤の弓を携へ、天明三百年前の軍押しあつぱれの如くなりし。廿五日は早朝より砲聲聞へ、見付見付の衛士は、著込、白木綿鉢巻にて、固めたり。又薩邸砲撃は、一の申込もなく、只かたつばしよりどんでん撃立たれば、忽火事となり、三田邊は焼失、閑老は登營、御用部屋にありて、只氣遣しと云に止まり、市中の延焼早く防ぎ方はなき哉との事に、相模守(駒井)、甲斐守(朝比奈)の如きは、此舉を快とせざれば、三晝夜の建言も、御用ひなく、如斯無謀の御振舞は、私共

に於て知る所に非ずと云て、閣老の命を奉せず。又砲撃家は、眞に愉快、今日初めて旗下の士の勇武も顯れ、裏金の笠の光りも輝くと悦びあへり。薩邸に於ては、兼て覺悟の有しやにて、何れも其跡を隠くして逃走せりと記してゐる。

尙ほ中根雪江の「丁卯日記」に掲げたる風聞書に曰く、

薩摩浪輩
暴行

- 一 江戸より相廻る風聞書
- 一 去日薩摩浪輩三十人計、甲府へ罷越、彼地之郷士博徒共を籠絡せんと、八王子邊迄差向候處、江川太郎左衛門之手に抵牾せられ、是が爲に進退窮候處、江川勢より逆に及發砲、巨魁たる者兩人へ重手を爲負、召捕候由。是によつて其餘之者共は、散亂致したりと。是よりして大久保加賀守殿には、去る十七日(慶應三年十二月)甲府へ之御暇被仰出、十九日當地(江戸)御發途、小田原に御一泊、廿四日小田原御出立、甲州へ御越之由、小田原藩人之説。

此れは浪士等が八王子邊にての幕府側との衝突一件。

大久保陣
屋放火

- 一 大久保出雲守殿御陣屋(相州萩野山中)放火、大久保勢に少々怪我人有之趣、兵器も被奪たる趣、小田原藩人より承る。但奪取候兵器、有馬中務大輔と書認候繪符を建、三十目以上之長持、赤羽根迄繼立來り、爰に於て才領體之者、拔刀、人足共を追散し、後薩邸へ持込たりと。尤夜中之由、會藩人より承之。

以上は薩邸内より出で來りたる浪士の江戸以外に於ける行動に對する風聞書だ。

庄内家屯
所砲撃

- 一 去る廿三日拂曉、三田邊に庄内家(酒井左衛門尉)巡邏屯所有之、右へ何者か多人數、三十人計罷越、頻に發砲、庄内勢にも不意に襲撃せられし事故、狼狽ながら疵負候者も有之趣、右全薩藩の由。

薩邸押寄
の達し

- 一 昨(廿五日)曉、薩邸浪士召捕之儀は、是迄市中豪家へ押入、金銀兵器等奪取、且三田屯所へ發砲等、證跡も有之、並野州にて被追捲、散亂之浮浪、廿三日夜千住宿より御府内へ多人數入込候事故、遠隱れに跡を附候處、頃日薩邸へ入込たりと。依て夜中庄内始、鯖江、上之山等へ、薩邸内に罷在候浮浪召捕

方之命。近傍之諸藩へは、薩邸内に怪敷もの有之に付、召捕之兵差向候ゆへ、自然發砲に可及も難計に付、其旨相心得候様達有之。

此の如く幕府側にては、府外と云ひ、府内と云ひ、薩邸を其の根據地として、浪士共が強盜、押入、凡有る亂暴を働らくに付、今は其の證跡顯然たれば、愈よ討伐すとの布達を發したと云ふことだ。

【三六】 薩邸の焼打(二)

丁卯日記の所記は以下つゞく。

寄手苦戦

右之勢、並幕之砲兵、撤兵、歩兵等追々出張、昨(慶應三年十二月廿五日)明け方、薩上邸、三田小山邸、夫々四方取圍み、(小山邸へ酒井の方、並陸軍方、上邸へは酒井の手、並陸軍方、上の山、鯖江勢等差向ふたりと)庄内家より薩邸の留守居へ及應接、上意之趣申聞候哉之處、決答も不致、稍一小時之間、論談有之、其内邸内に

邸内出火

は、一同接戦之覺悟に而、馬装迄相整へ、却て邸内より大小砲打出し、寄手大に苦戦、乍去盛んに大小砲打込候處、既に三田邊物見より出火(時刻朝五時(午前八時)過)。烈敷事に有之又破裂彈とも申。續而邸内二三ヶ所より出火(時刻朝五時(午前八時)過)。烈敷事に有之候趣。且馬場邊に而は、少しく刀槍之戦闘も有之趣。双方死亡怪我等も有之候へ共、庄内手に而(新徴組一二三四之組等なり)三十五人召捕に相成候趣(本藩之者共は無異議降伏いたしたりとも申)右生捕之者共評定所へ渡相成趣。

此の如く随分大仕掛にて、焼打は舉行せられた。

一 浮浪三十人計、隣家より(阿州家なり)逃去しとの趣、是等之者共敷、高輪邊を四人連にて、采配を振り、疾く婦人共逃去るべしと呼はり、馳行たる由。田町、五町、六町(五丁目より六丁目にて止る)之火は、跡より落行きし者共、火を放ちし由。

一 小山之出火は、館中、臺所より出火とも申。長屋向とも焼失、他へは不及。

田町邊焼失

高輪薩邸
出火

- 一 上邸之火は、金杉濱迄延焼、爰に而止る。
- 一 高輪薩邸へ、庄内勢、並陸軍之勢、相向ひ發砲に及びし由。内よりさして答砲も無之由。勿論此邸には人數多分は不罷在、精々十人位も居合せし由。此邸出火は、午後八時(午後二時)頃、内長屋一棟、夜同刻比、表長屋並向ふ町家一町計にて止る。
- 一 品川橋向ふ之出火、是も薩人より火を放ちし趣。
- 一 上の山勢討死七人計、怪我人餘程有之由。極々苦戦之由。
- 一 鯖江も餘程之怪我人等有之趣。
- 右之趣前後乍愚文、見分之儘書綴及言上。

十二月廿六日

以上は所謂る風聞書にて、然も事件發生(十二月廿五日)後直ちに認めたるものなれば、其の調査等も不行届の點もある可き歟。然も其の要領は此れにて盡してゐる。而して庄内藩よりは、其の顛末に就て、左の如く上申してゐる。

庄内藩上
申

松平修理大夫様、三田屋敷、並島津淡路守様小山屋敷に、浪士體之者潜伏、市中暴行、砲發等致し候趣に付、取締方の儀、昨夜御沙汰に付、左衛門尉人數へ酒井紀伊守殿人數差加へ、且爲應援陸軍方御人數、並松平大和守様、松平和泉守様、松平伊豆守様人數共、今朝六つ時(午前六時)過罷越、種々談判仕候得共不聞入、却て彼より及暴發候に付、不得止發砲等仕、打合、切捨、降人、召捕人等有之、且右兩屋敷共砲火にて焼失仕候。尤左衛門尉人數の内も討死手負等有之、總人數夕七つ半(午後五時)頃引揚申候。委細の儀は、猶取調可申上候得共、先以此段御届申上候。以上。

酒井左衛門尉家老

松平權十郎

豫定の行
動

此の如く幕府側では「却て彼より及暴發候に付、不得止發砲等仕」との申譯をしてゐるが、事實は當初より浪士の巢窟を撞て、之を一掃するにありたれば、暴發に及ぶも及ばざるも問題ではなく、業に既に之を砲撃し、之を焼打するとの、

三六 薩邸の焼打(二)

一四七

豫定の行動であつたことは、勿論であつた。

【三七】 薩邸焼打に關する薩邸側の記事

薩邸人數

當時薩邸にあるもの、落合直亮おちあひなほあきの所言によれば（薩藩海軍史）、名前の記されたる者二百二十四人、其他合計約五百人、焼打以前、野州、下總、甲州に派出し、當日薩邸にゐたる者は、百人足らずであつた。又た十二月二十三日二丸炎上は、固より天璋院夫人、若しくは其の侍女等には全く無干係にて、右浪士等の所業であつた。當時守衛は遁走し、恰も無人の地を行くが如く、悠々として放火し去つたと云ふ。

薩邸兵自由行動

尙ほ當時薩邸の留守居は、篠崎彦十郎にして、附役は關太郎（勇助の子）、南部彌八郎、柴山良助（矢八の兄）であつた。薩邸幕兵に圍まるゝや、留守居は、浪人兵に自由行動を取る可きを命じ、四方の門を開らき、砲彈を冒して、敵中に突入した。

浪士逃出

篠崎、關は途中に斃れ、南部、柴山は幕軍中に到達するを得た。而して浪士六十人許りは、一方を突破し、鯨洲ささづより舟に乗じて品川灣に碇泊したる薩船に逃れた。其中には落合直亮おちあひなほあき、坂田三四郎、伊牟田尙平、伊東祐亨、毛利覺助、木場某等二十八名があつた。而して自餘は幕艦に妨げられ、其の目的を達せず、任意に遁走した。

南部柴山投獄

斯くて南部、柴山等は、町奉行所に拘留せられ（捕縛せず）、其の糺問を受くること三四回に及んだ。柴山等は今や將軍大政を返上したれば、徳川も島津も同等だ。然るに薩邸を包圍し、之を砲撃するが如きは、無體も亦甚だしからずやと、反問したと云ふ。此れが爲めに、南部、柴山等は入牢を命せられ、柴山は正月三日鳥羽の開戦を聞き、到底免る可からざるを察し、正月九日遂ひに牢内にて、ピストルもて自殺したと云ふ。

薩藩史料記事

尙ほ薩藩史料には、

一 廿五日、江戸芝御屋敷を幕勢出會、應接尖なかばに互に致混雜、終に及戰爭、

定府の男女、幼少の子供に至迄、悉く殺害に逢ひ、御留主居始、詰合の人数等生死も不相分、且右御屋敷焼失不相分。

但櫻田、小山屋敷同様候由。

一 御船翔鳳丸、品川沖へ定府乗船として、巡船相成居候處、右同日幕船取懸互に砲發、神奈川沖迄付越、相引にて相別れ、少く相痛、修補相加、兵庫巡船。

一 翔鳳丸乗付候内、白石彌左衛門、兒玉彌右衛門には、前以てより上陸いたし居候處、戰爭相始候により、本船へ不乗付、存亡不分明との事。

とある。されば浪士等が乗り附けて逃走したるは、此の翔鳳丸にして、然もそれも幕艦に追跡せられ、若干砲火を交へ、遂ひに交綏したるものと察せらる。上陸の白石は乗頭にして、兒玉は見聞役であつた。

尙ほ落合直亮の日誌を案ずるに、

十二月二十二日 江戸城二丸焼失。

落合直亮
日誌

同二十三日 芝三田庄内藩手勢屯所に亂暴有之候事。

同二十四日 無事。

同二十五日 早旦、益満氏來邸、外に多人數寄來候趣報告有之、依之各其心構して、再報を待居候内、西北隅物見に、敵軍より大砲打懸、火の手上る。其内四方より砲發の聲聞ふ。依之一同糾合方、南方藏前に下(缺)藩醫黒田松榮(か)來、砲丸に中り候間、介錯成吳候様切迫す。松田道雄をして介錯せしむ。又山田兼三郎頭上に砲丸中りしを見る。依之藩命を待つに忍びず、入來る敵兵と一戦して、鬨聲一發共に阿州邸境の塀を破り、敵兵を切り抜て、三田街に出づ。此時奥田元討死。山本氏當敵を討取事凡十餘名。岩波方右衛門、龜山、井上等傷を蒙る。斯て味方高輪通りに至り、五六ヶ所放火し、去て品川、蒲田に至り、便船四艘を求め打乗、碇泊の蒸汽船に至る。

苦戦想ふ可しだ。

翔鳳丸下
田に逃

此人數に先ちて、伊牟田、科野兩人は乗船して居り、急ぎ乗り移る。味方の便